

第 3 期

羽曳野市男女共同参画推進プラン

(素案)

## 第1章

# 羽曳野市男女共同参画推進プラン 策定の趣旨と背景

## 1 羽曳野市男女共同参画推進プラン策定の趣旨

我が国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。ここでは、男女共同参画社会を『男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』と定義されています。男女共同参画社会を形成していくための5本の柱として、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」が掲げられています。

本市においては、平成 8 年に「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」を策定し、女性政策を総合的に推進してきました。また、平成 19 年には、「羽曳野市男女共同参画推進プラン - 第2期 はびきのピーチプラン - 」(以下、「第2期プラン」という。)を策定し、3つの基本目標のもと、基本課題、施策の方向を定め、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。平成 25 年には「羽曳野市男女共同参画推進条例」を制定しました。ここでは、男女共同参画推進に関する基本理念、市、市民、事業者及び教育関係者の責務、性別等によるあらゆる差別的取扱いの禁止事項や男女共同参画の推進に関する基本的な施策について定めています。

しかしながら、固定的性別役割分担意識がいまだに根強く残っていることや、政策・方針決定過程の場への女性の参画が低調であること、配偶者や恋人などからの暴力(ドメスティック・バイオレンス:以下「DV」という。)の問題が深刻化していることなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。また、働く場面においては、出産・育児等による離職後の再就職での雇用の不安定や長期的なキャリア形成を通じて、女性が力を十分に発揮できているとはいえない現状があり、家庭生活においても男性の家事、育児、介護への参画が十分とはいえない状況です。女性が自らの意思によって職業生活を営み、個性と能力が十分発揮される社会の実現を図るため、平成 27 年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が国会で成立されたところです。

こうした男女共同参画に関する状況の中、「第2期プラン」での取り組みの成果と課

題と平成 27 年 9 月に実施した「羽曳野市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果をふまえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策をさらに推進するため、第 3 期となる羽曳野市男女共同参画推進プラン（以下「プラン」という。）を策定するものです。

## 2 プランの位置づけ

---

プランは、次に掲げる計画として位置づけます。

- （１）男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画
- （２）羽曳野市男女共同参画推進条例第 10 条第 1 項に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、現行の第 2 期プランを継続、発展させる基本的な計画
- （３）第 6 次羽曳野市総合基本計画や他の個別の計画との整合性をもたせた計画
- （４）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）を含む計画
- （５）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」という。）第 2 条の 3 第 3 項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV 防止計画」という。）を含む計画

## 3 プランの期間

---

プランの期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

なお、施策の成果や社会経済情勢の変化、新たな国の施策などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

## 4 プランの構成

---

プランは、5 の基本目標と 16 の基本方針、施策の方向及び具体的な施策の内容により構成しています。

## 5 プランの体系

### 基本目標 1 男女がともに尊重し合える意識形成

- 基本方針 1 男女共同参画に関する意識啓発
- 基本方針 2 男女平等教育などの充実
- 基本方針 3 メディアにおける人権の尊重

### 基本目標 2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり (女性活躍推進計画)

- 基本方針 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 基本方針 2 女性の活躍推進
- 基本方針 3 働く場における男女共同参画の促進

### 基本目標 3 男女がともに参画できる仕組みづくり

- 基本方針 1 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大
- 基本方針 2 地域活動への男女共同参画の促進

### 基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

- 基本方針 1 生涯を通じた健康支援
- 基本方針 2 子育てに関する支援
- 基本方針 3 高齢者や障害者への支援
- 基本方針 4 さまざまな困難を抱える人への支援
- 基本方針 5 多様な文化への理解と交流の促進
- 基本方針 6 防災などにおける男女共同参画の推進

### 基本目標 5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援 (DV防止計画)

- 基本方針 1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援
- 基本方針 2 虐待の早期発見、救済と被害者支援

## 6 世界・国・大阪府の動き

### (1) 世界の動き

男女平等の実現に向けた国際的な機運の高まり

国際連合（国連）では昭和 50 年を国際婦人年とし、同年の国際婦人年世界会議（メキシコ会議）において世界行動計画が採択されました。昭和 51 年から昭和 60 年までの期間を「国連婦人の 10 年」と定め、さまざまな取り組みが行われてきました。昭和 54 年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本も昭和 60 年に批准しました。

平成 7 年の第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12 年には国連特別総会（女性 2000 年会議）を開催し、女性の人権に関する「成果文書」を採択しました。平成 27 年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、平成 7 年以降の取り組み状況に関するレビュー及び評価が行われ、「第 4 回世界女性会議 20 周年における政治宣言」が採択されました。

### (2) 国の動き

#### ① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取り組みを受け、国において昭和 52 年に最初の「国内行動計画」が策定されました。昭和 62 年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8 年に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」、そして、平成 17 年に「第 2 次男女共同参画基本計画」が策定され、さまざまな取り組みが進められました。平成 22 年には、先に行われた男女共同参画会議の答申を受けて、「第 3 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27 年には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。ここでは、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、さらに踏み込んだ積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の実行等を通じて積極的な女性採用・登用を進めることとされています。

## ② 男女共同参画を推進する法整備の動き

昭和 60 年の「女子差別撤廃条約」批准にあたり、昭和 61 年に「男女雇用機会均等法」施行や「労働基準法」の改正、平成 4 年の「育児・介護休業法」施行などの法整備が進められました。平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は 21 世紀の最重要課題と位置づけられました。

## ③ 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12 年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13 年には、「DV 防止法」が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「DV 防止法」は、平成 16 年、19 年、25 年と改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保や自立支援に向けて施策の充実が図られています。

## ④ 仕事と生活の調和を推進する法整備の動き

社会活力の低下や少子化・人口減少を解決するための施策として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図る取り組みがあります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 19 年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

また、平成 27 年には、女性の採用・登用・能力開発を推進するための「女性活躍推進法」が成立し、この法律に基づき「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」が閣議決定されました。平成 28 年 4 月 1 日からは、国、地方公共団体、労働者 301 人以上の民間事業主に対して、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定をすることなどが新たに義務づけられました。

## ⑤ 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針について

平成 25 年には、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項が示されました。

### (3) 大阪府の動き

大阪府では、昭和 56 年に「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」、昭和 61 年に「女性の地位向上のための大阪府第 2 期行動計画—21 世紀をめざす大阪府女性プラン」、平成 3 年に「男女協働社会の実現をめざす大阪府第 3 期行動計画—女と男のジャンプ・プラン」、さらに平成 9 年には、北京行動綱領等を踏まえ、「新女と男のジャンプ・プラン」が策定され施策が進められてきました。

平成 10 年には、「大阪府男女協働社会づくり審議会」（平成 14 年「大阪府男女共同参画審議会」に改称）が設置されました。そして、男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応するため、平成 13 年には男女共同参画社会基本法に基づき、平成 22 年度を目標年度とした「おおさか男女共同参画プラン」（平成 18 年改訂）が策定されるとともに、平成 14 年に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

「おおさか男女共同参画プラン」を受けて、平成 27 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」が平成 23 年に策定され、大学、企業、経済団体等と連携・協働して大阪全体で男女共同参画社会の実現を図る取り組みが推進されました。

平成 27 年には、大阪府内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを効果的かつ円滑に実施するため、関係機関により構成される協議会として、7 月に「OSAKA 女性活躍推進会議」が設置されました。また、9 月に開催された OSAKA 女性活躍推進会議の構成団体が一堂に会する記念イベントにおいて、オール大阪で女性活躍推進の機運を高めるため、「女性が輝く OSAKA 行動宣言」が発表されました。

平成 28 年には、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」が策定されました。

## 7 羽曳野市の動向

本市においては、世界や国、大阪府の動向に合わせて、昭和 63 年に、市内部の庁内体制として、「羽曳野市女性対策連絡会議」を設置し、女性政策の取り組みが始まりました。平成元年には企画財政部企画課に女性政策係を設置し、行政組織としての取り組みに着手しました。

平成 6 年には、女性問題に対する市民意識の実態を把握するために、「市民意識調査」を行うとともに、平成 7 年には関係団体から女性政策に関する意見を求めるために「はびきの女性プラン策定にともなう公聴会」を開催、本市における女性施策の現状と今後の方向性を検討しました。平成 8 年には「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」を策定し、「ともにつくる共同参画社会」「男女平等実現への意識改革」「ライフステージにそった社会環境の整備」を大きな柱として、男女共同参画社会の実現を進めるための取り組みを行ってきました。平成 19 年に「第2期プラン」を策定し、多岐にわたる分野の問題を男女共同参画の視点から継続的・横断的に取り組んできました。

平成 26 年4月に市民や事業者及び教育関係者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「羽曳野市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画を推進する施策の基本的な事項に関する事業を推進しています。

また、「女性活躍推進法」が施行され、女性の活躍を強力に推進していくことが重要であると位置づけられていることから、平成 28 年3月には羽曳野市特定事業主行動計画（女性職員の活躍の推進に関する行動計画）を策定しました。

今後、本市においては、男女共同参画社会の実現に向けて、これらの諸問題や社会情勢の変化に対応できる新たなプランを策定し、更なる施策の展開に努めていく必要があります。

## 第2章

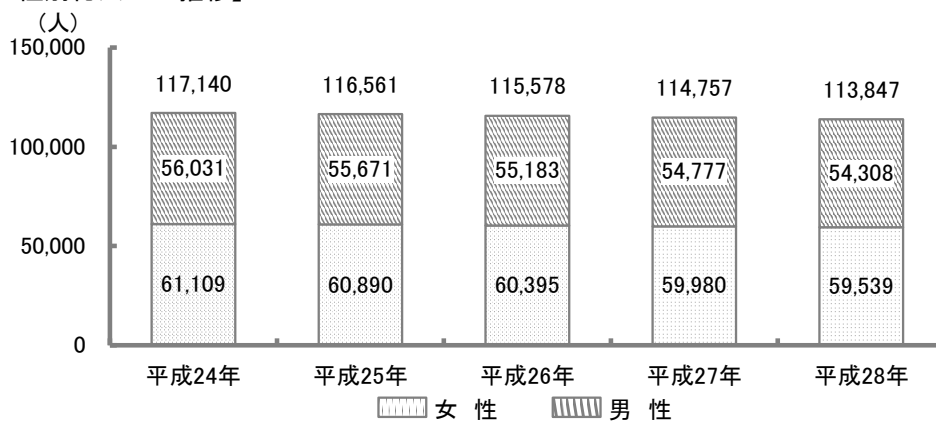
# 男女共同参画を取り巻く現状、課題

## 1 人口の状況

### (1) 総人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、平成24年から平成28年までで3,293人の減少がみられます。また、男女別でみると、男性よりも女性が多い状況が続いています。

【図1 性別総人口の推移】

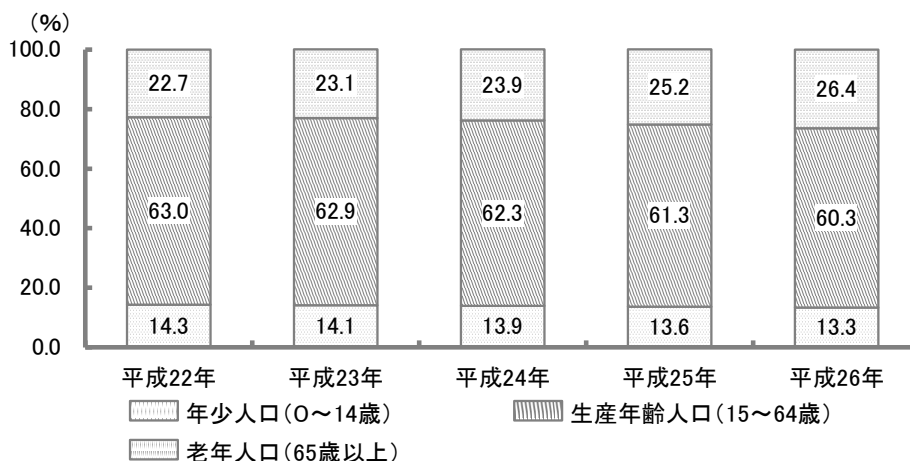


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

### (2) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別の人口構成比をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が減少し、老年人口（65歳以上）が増加しています。平成26年には老年人口割合が26.4%と、3.8人に1人が高齢者となっています。

【図2 年齢3区分別人口構成比の推移】



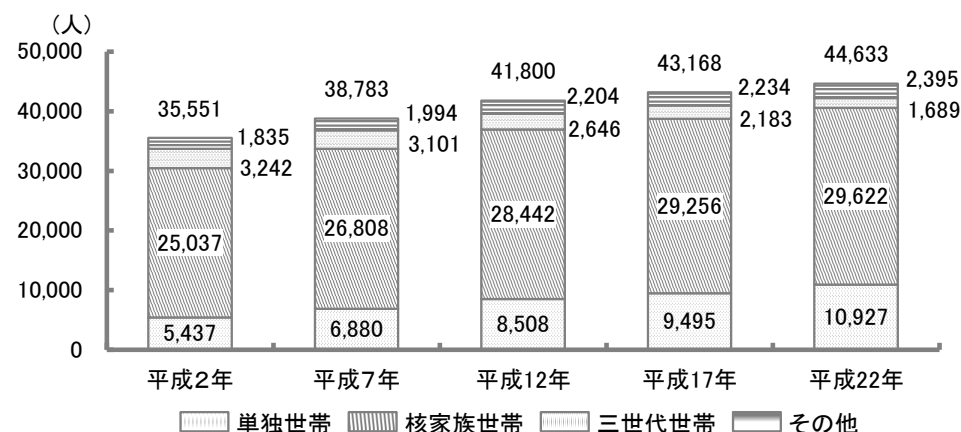
資料：羽曳野市統計書（各年3月末日現在）

## 2 世帯の状況

### (1) 一般世帯数と世帯区分の推移

本市の世帯状況を平成2年から平成22年までの20年間の推移でみると、約9,000世帯増加しています。また、世帯区分では、単独世帯と核家族世帯が増加しており、特に単独世帯は約2倍となっています。一方、三世代世帯は半減しています。

【図3 一般世帯数と世帯区分の推移】



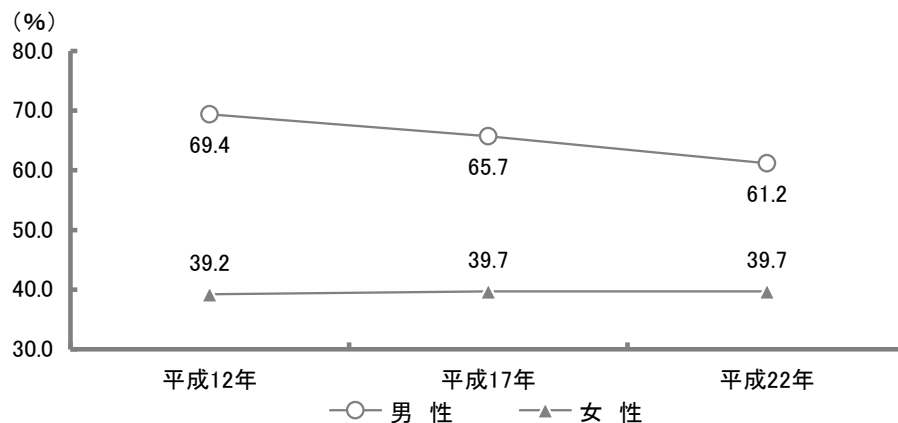
資料：国勢調査

## 3 就労の状況

### (1) 性別にみた就業率

就業率を性別でみると、男性の就業率は下降傾向にある一方、女性の就業率には大きな変化はみられません。依然、女性の就業率が男性の就業率よりも低い状況が続いています。

【図4 性別にみた就業率の推移】



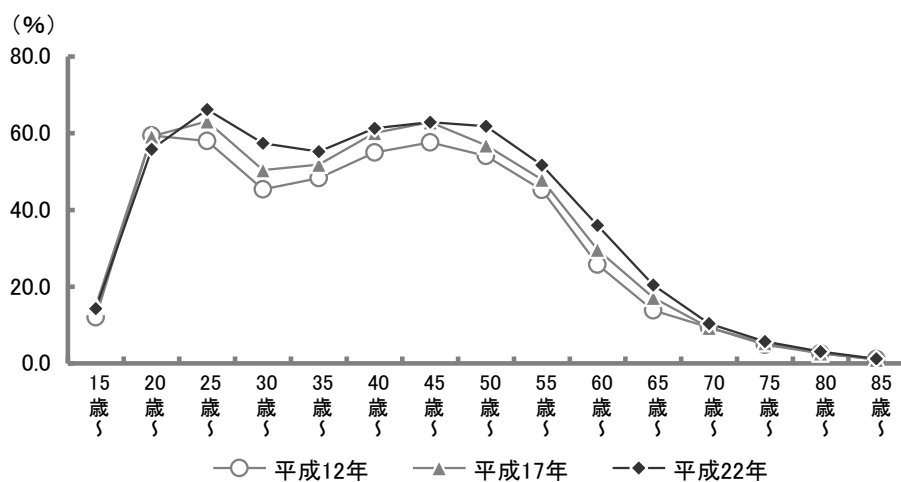
資料：国勢調査

## (2) 女性の年齢別就業率

女性の就業率を年齢別でみると、30 歳代に下降する M 字カーブを描く傾向が続いており、全国においても同程度の落ち込みがみられます。

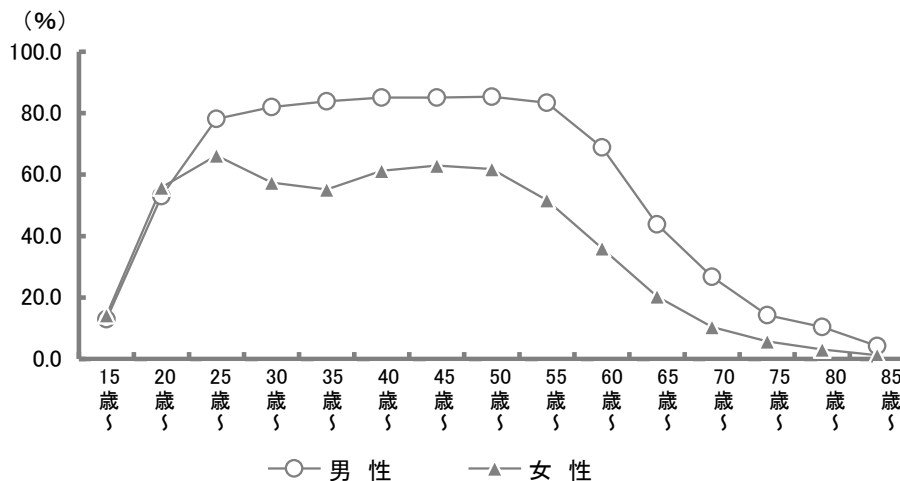
しかし、この落ち込みは年々緩やかになっており、40 歳代以降の就業率も年々高くなっています。また、落ち込みのピークが全国と同様に 30 歳代前半から 30 歳代後半に変化しています。

【図 5 女性の年齢別就業率の推移（羽曳野市）】



資料：国勢調査

【図 6 性別にみた年齢別就業率の推移（平成 22 年・全国）】



資料：国勢調査

## 4 羽曳野市における男女共同参画に関する課題

本市は、平成 27 年に市在住の 18 歳以上の男女 2,000 人を対象に、「羽曳野市男女共同参画に関する市民意識調査（市民意識調査）」を実施しました。

その調査結果を基に、「第 2 期プラン」の基本課題ごとに本市における男女共同参画に関する課題を整理しました。

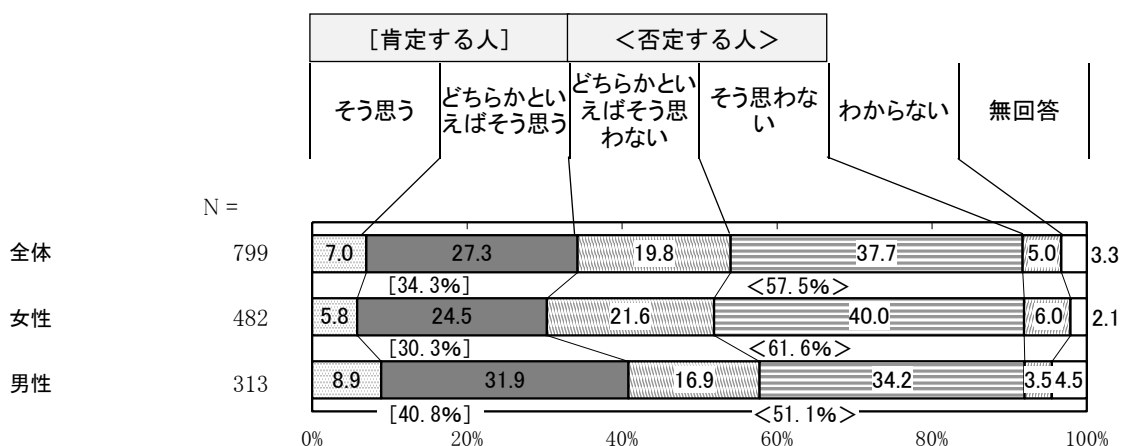
### 基本目標 A 男女共同参画に向けた意識づくり

#### 基本課題 1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開

社会の基礎的単位である家庭や地域は、男女共同参画社会の実現に向けて重要な役割を果たします。

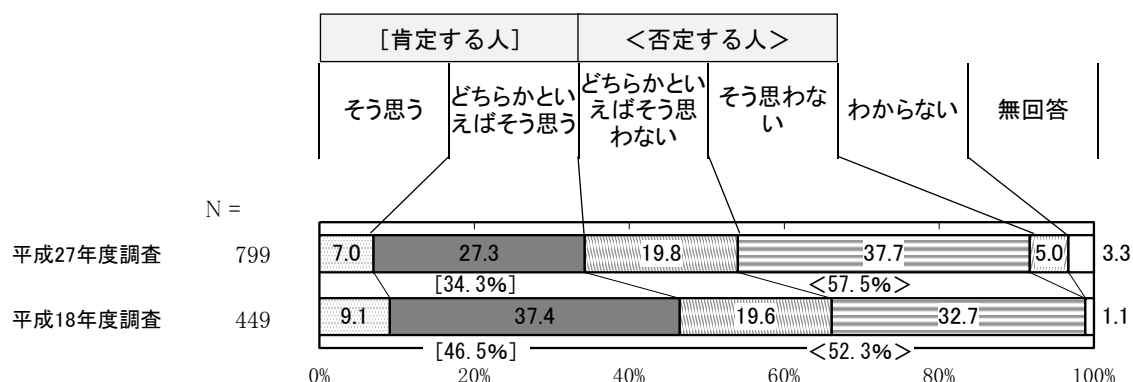
「男は仕事、女は家庭」という『固定的性別役割分担意識』について、肯定する人（「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した人）は 34.3%（女性：30.3%男性：40.8%）、否定する人（「どちらかといえばそう思わない」または「そう思わない」と回答した人）は 57.5%（女性：61.6%、男性：51.1%）となっています。

【図 7 「男は仕事、女は家庭」という考え方 性別】



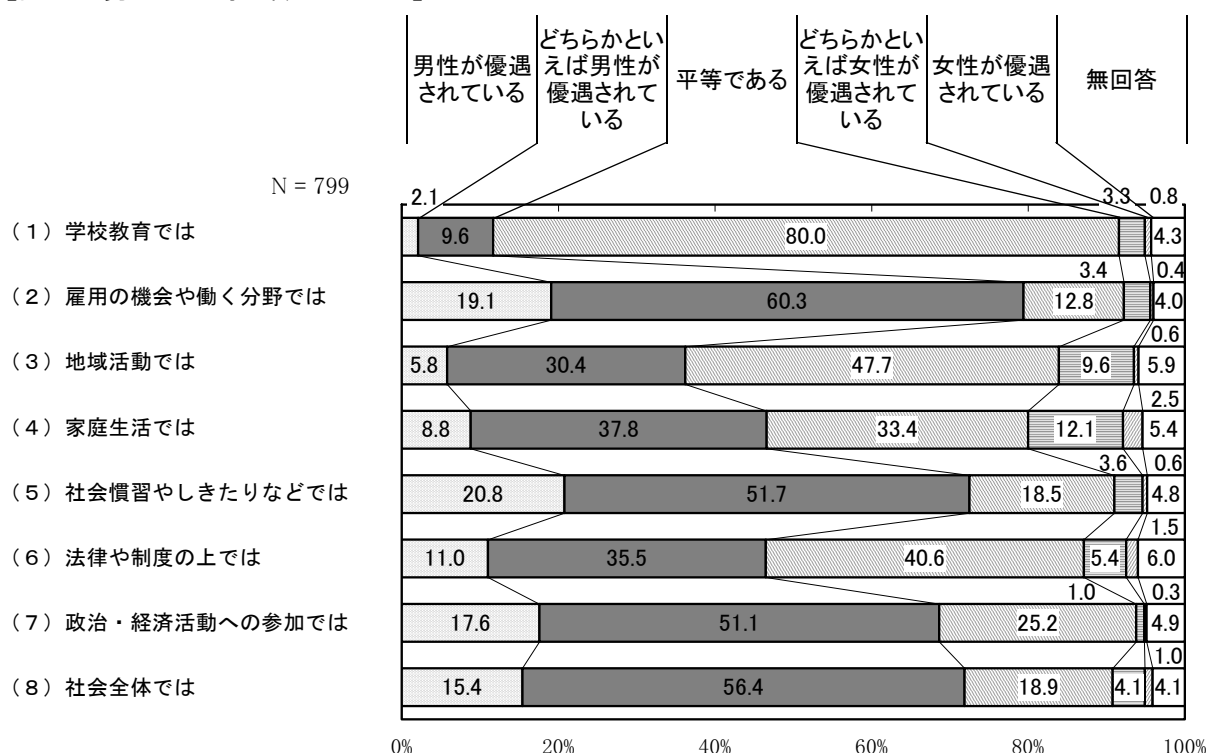
平成 18 年度に実施した羽曳野市男女共同参画に関する市民意識調査（平成 18 年度調査）と比較すると、肯定する人の割合が約 12%減少しており、固定的性別役割分担意識の解消が徐々に図られています。しかし、性別でみると、依然として女性に比べ男性で肯定する人が 10%以上高く、男性の方が固定的性別役割分担意識が強い傾向がうかがえます。

【図 8 「男は仕事、女は家庭」という考え方 平成 18 年度比較】



また、『男女の平等意識』では、女性に比べ男性が優遇されていると思う割合が高くなっています。今後も引き続いて、男女平等意識のさらなる啓発を進め、固定的性別役割分担意識の改善を図る必要があります。

【図 9 男女の平等意識について】



『男女共同参画施策を推進するために必要なこと』としては、男女ともに「保育や介護などの施設やサービスの充実を図る」、「女性や男性等性別に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」が上位に挙がっています。このような市民の意識を具現化していくため、啓発活動や教育機会の充実などの取り組みが必要となります。

【表 1 男女共同参画社会を推進するために必要なこと】

単位：％

| 区分 | 有効回答数（件） | 法律や制度の見直しを行い、性差別につながるものを改める | 女性や男性等性別に対する偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める | 子どもの頃から家庭や学校で男女共同参画についての教育をする | 経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、力の向上を図る | 仕事や賃金面で男女格差をなくす | 労働時間を短縮し、家事・育児・地域活動などに関われるようにする | 保育や介護などの施設やサービスの充実を図る |
|----|----------|-----------------------------|-------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|---------------------------------|-----------------------|
| 女性 | 482      | 21.2                        | 28.6                                | 26.6                          | 21.6                          | 24.7            | 20.1                            | 44.8                  |
| 男性 | 313      | 24.9                        | 31.9                                | 31.3                          | 19.5                          | 21.4            | 23.0                            | 32.3                  |

| 区分 | 政府や企業などで、積極的に女性を採用し、管理職に登用する | 女性のリーダーを養成し、意思決定の場への女性の参画を図る | DV（配偶者等からの暴力）やセクハラ等に関する相談窓口や被害者のための支援の充実を図る | 女性の再就職に役立つ学習機会や相談事業などの就労支援の充実を図る | ワーク・ライフ・バランスに関するキャンペーンや情報を提供する | 女性の健康管理を進めるための相談・検診体制の充実を図る | その他 | 無回答 |
|----|------------------------------|------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-----|-----|
| 女性 | 7.3                          | 8.5                          | 10.0                                        | 16.4                             | 4.4                            | 6.2                         | 1.2 | 9.3 |
| 男性 | 8.6                          | 9.3                          | 10.5                                        | 8.9                              | 5.1                            | 1.9                         | 1.9 | 9.6 |

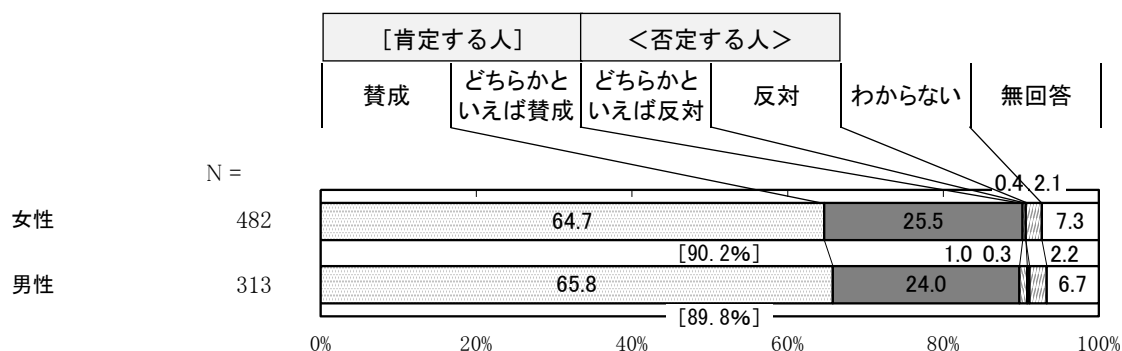
## 基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実

本市は、男女共同参画推進プランに沿って、教職員の研修の充実、学習内容や指導方法、進路指導における男女平等意識の啓発などに取り組んでいます。

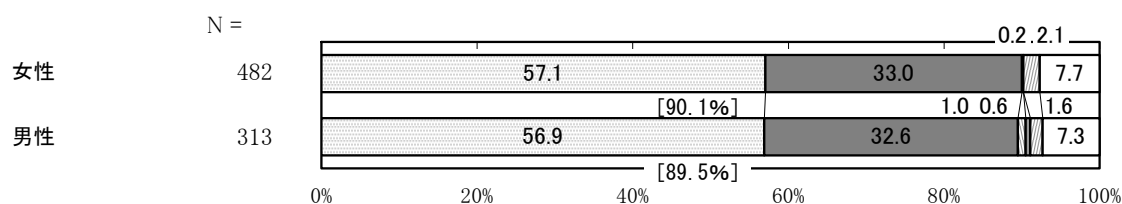
『子どもの育て方や教育方針』について「性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばすのがよい」、「性別にこだわらず、身の回りの家事ができるように育てるのがよい」、「性別にこだわらず、経済的に自立できるように育てるのがよい」を肯定する人（「賛成」または「どちらかといえば賛成」と回答した人）は男女ともに約90%と高くなっており、男女の平等意識が高い状況がうかがえます。

### 『子どもの育て方や教育方針』

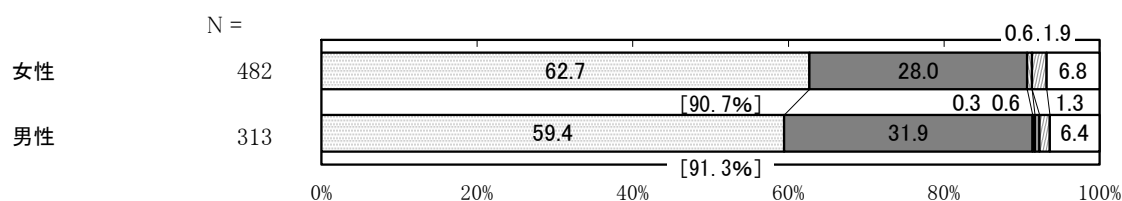
【図10 性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばすのがよい】



【図11 性別にこだわらず、身の回りの家事ができるように育てるのがよい】



【図12 性別にこだわらず、経済的に自立できるように育てるのがよい】



一方、『希望する子どもの将来像』については、平成 18 年度調査結果と同様に、女の子に対しては「家族や周りの人たちと円満に暮らす」、男の子に対しては「経済的に自立した生活をする」の割合が高くなっており、親から子どもへ潜在的に期待する「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が高いことがうかがえます。

【表 2 希望する子どもの将来像、平成 27 年度（上位 5 項目）】

|   | 女の子              | 割合    |   | 男の子              | 割合    |
|---|------------------|-------|---|------------------|-------|
| 1 | 家族や周りの人たちと円満に暮らす | 45.2% | 1 | 経済的に自立した生活をする    | 52.6% |
| 2 | 人間性豊かな生活をする      | 38.3% | 2 | 本人の意思に任せる        | 30.2% |
| 3 | 本人の意思に任せる        | 36.4% | 3 | 家族や周りの人たちと円満に暮らす | 26.5% |
| 4 | 経済的に自立した生活をする    | 24.9% | 4 | 人間性豊かな生活をする      | 26.5% |
| 5 | 個性や才能を生かした生活をする  | 11.4% | 5 | 個性や才能を生かした生活をする  | 10.8% |

【表 3 希望する子どもの将来像、平成 18 年度（上位 5 項目）】

|   | 女の子              | 割合    |   | 男の子              | 割合    |
|---|------------------|-------|---|------------------|-------|
| 1 | 家族や周りの人たちと円満に暮らす | 51.2% | 1 | 経済的に自立した生活をする    | 55.5% |
| 2 | 人間性豊かな生活をする      | 37.2% | 2 | 本人の意思に任せる        | 28.5% |
| 3 | 本人の意思に任せる        | 31.8% | 3 | 家族や周りの人たちと円満に暮らす | 26.1% |
| 4 | 経済的に自立した生活をする    | 22.5% | 4 | 人間性豊かな生活をする      | 23.6% |
| 5 | 個性や才能を生かした生活をする  | 15.6% | 5 | 個性や才能を生かした生活をする  | 16.0% |

今後、子どもが固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、個性と能力を発揮し、進路や生き方を選択できるよう支援するためには、親の意識の向上を含め、家庭教育における男女平等や男女共同参画意識の高揚に向けた取り組みが重要です。

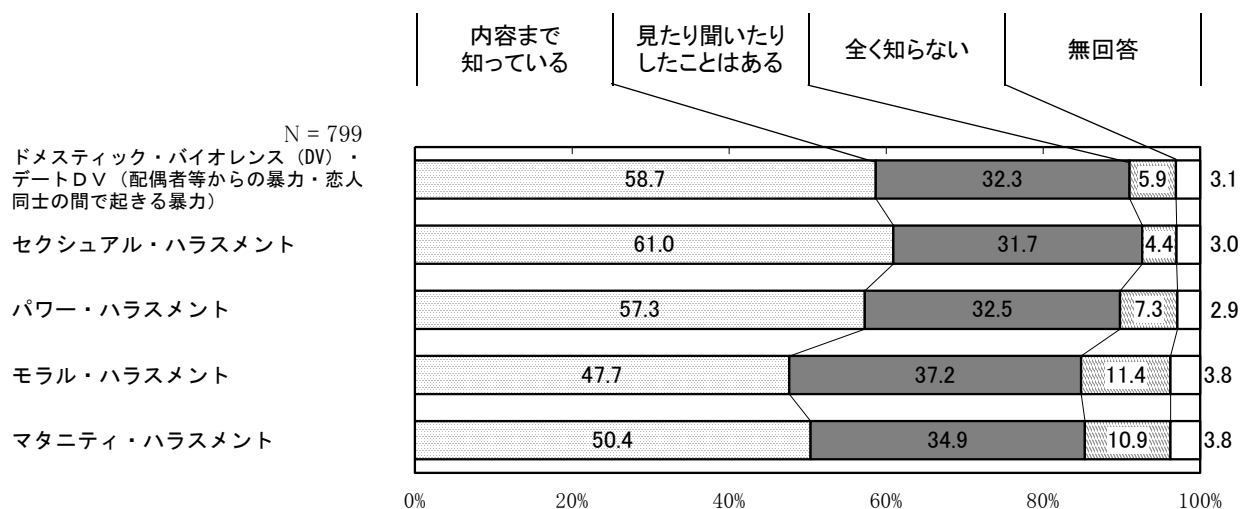
また、『男女共同参画施策を推進するために必要なこと』としては、男女ともに「子どもの頃から家庭や学校で男女共同参画についての教育をする」が上位に挙がっており（P13 表 1 参照）、男女平等の視点に立った家庭教育や学校教育の充実が望まれていることから、家庭のみならず、学校園や地域における男女平等教育を今後も充実していくことが重要です。

### 基本課題3 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVによる被害の相談件数が全国的に増加しています。DVは、被害者への重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を妨げるものであり、DV防止法や国、大阪府の基本計画でも最重要課題のひとつとして取り上げられています。DVに関する正しい知識の普及が今後も必要であり、「いかなる暴力も絶対に許さない」という意識の確立が求められます。また、幼少期から、男女平等とお互いの尊厳を重んじる対等な関係づくりを図っていくことも重要です。

市民意識調査では、DV、デートDV（恋人同士の間で起きる暴力）、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の市民の認知度は高くなっている一方、DV被害を受けたことがあると回答した人は、女性で31.4%、男性で10.2%となっています。なかでも、何らかの身体的な暴力行為を受けたことがあると回答した人は、女性で15.3%、男性で2.2%となっています。

【図13 用語、言葉の認知度】



【表 4 暴力を受けたことがある人の状況】

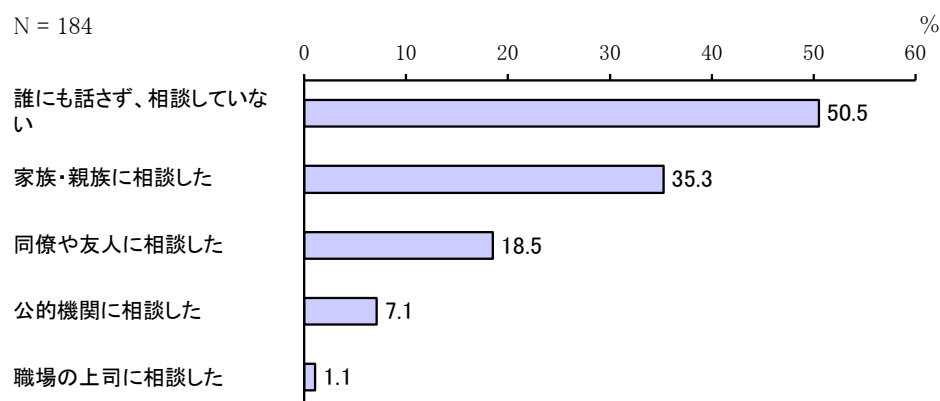
単位：％

| 区分 | 有効回答数<br>(件) | 命の危機を感じる<br>くらいの暴力をうける | 医師の治療が必要<br>となる程度の暴力<br>をうける | 医師の治療が必要<br>とならない程度の<br>暴力をうける | なぐるふりをして<br>脅される | あなたが嫌がって<br>いるのに性的な行<br>為を強要される | あなたが嫌がって<br>いるのにポルノビ<br>デオやポルノ雑誌<br>を見せられる |
|----|--------------|------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|
| 女性 | 482          | 2.7                    | 4.1                          | 8.5                            | 7.9              | 6.6                             | 0.8                                        |
| 男性 | 313          | —                      | 0.6                          | 1.6                            | 2.2              | 1.0                             | 0.3                                        |

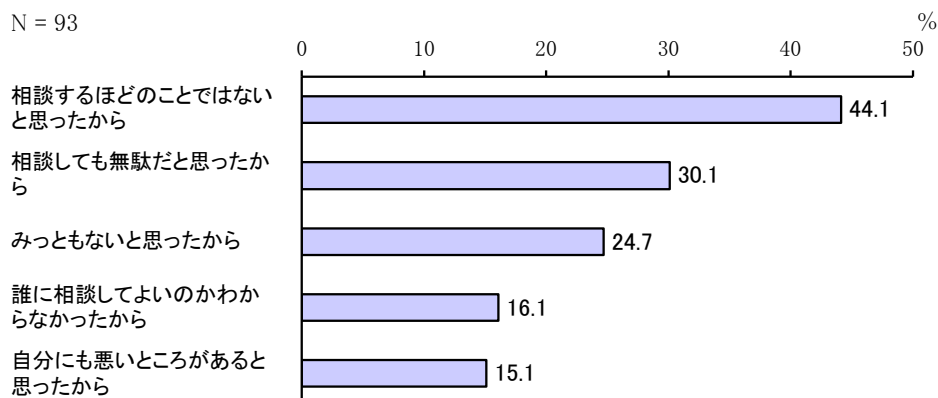
| 区分 | 何を言っても長時<br>間無視され続ける | 交友関係や電話を<br>細かく監視される | 「だれのおかげで生<br>活できるんだ」や<br>「かいしようなし」<br>などと言われる | 大声でどなられる | 生活費を渡してく<br>れない(収入を生<br>活に充ててくれな<br>い) | 受けたことがない | 無回答  |
|----|----------------------|----------------------|-----------------------------------------------|----------|----------------------------------------|----------|------|
| 女性 | 4.6                  | 5.8                  | 10.6                                          | 19.5     | 5.6                                    | 53.7     | 14.9 |
| 男性 | 4.5                  | 1.0                  | 1.9                                           | 3.2      | 1.0                                    | 66.8     | 23.0 |

市民意識調査では、DVを受けたことに対して「だれにも話さず、相談していない」の割合が 50.5%と最も高くなっています。相談しなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」の割合が 44.1%と最も高く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」「みっともないと思ったから」となっています。そのため、被害者自身の DV に対する認識を深めることが重要であり、啓発や教育の充実を図ることが必要です。また、相談機関の周知や情報提供の充実を図るとともに関係機関が有機的に連携し、安心して相談できる体制づくりを進めることや、被害からの回復のための取り組みの推進と的確な対応、さらに、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

【図 14 DVを受けたことに対して相談した相手（上位 5 項目）】

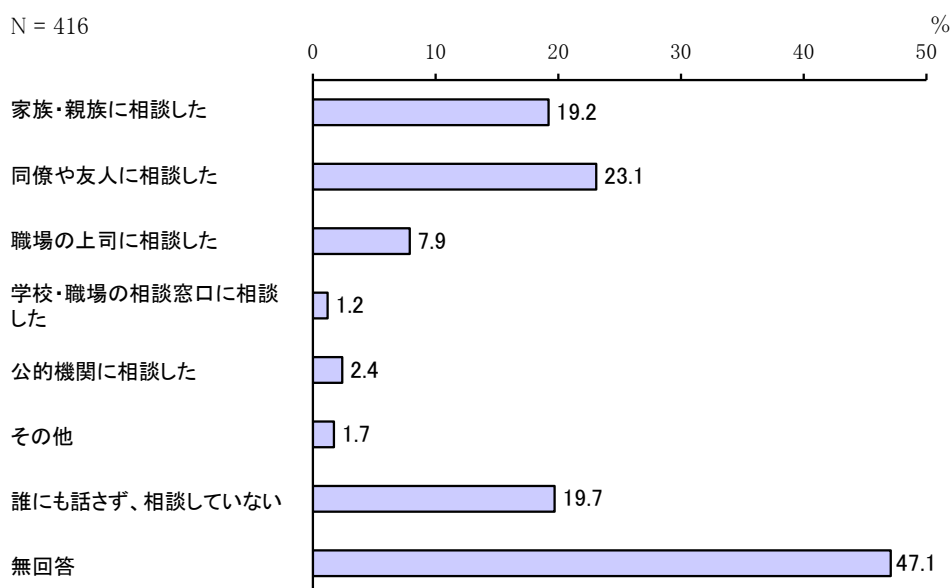


【図 15 DVを受けたことに対して相談しなかった理由（上位5項目）】



市民意識調査では、セクシュアル・ハラスメントなど、さまざまなハラスメントを受けても「相談していない人」が上位に挙がっていることから、様々な情報媒体や機会を活用して、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する講座の実施や相談機関の情報提供など、啓発活動の充実が求められます。

【図 16 各ハラスメントを受けたことに対して相談した相手】



## 基本課題 4 メディアにおける人権の尊重

世界規模の情報通信技術による産業・社会構造の変革、いわゆる IT 革命によって、メディアによりもたらされる情報が社会に与える影響は、近年さらに拡大しています。

男女共同参画に関する情報についても、メディアを通じて広く伝達されることにより、男女共同参画の意識が広く市民に浸透することにつながります。一方で、一部のメディアにおいては、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱ったりする情報も少なくありません。

本市においては、人権に配慮した広報活動などの取り組みを進めており、今後もメディアにおいて人権を尊重した表現を推進するため、市はもとより事業所や市民団体などあらゆる主体の刊行物や広報活動において、男女共同参画の視点に立った表現を進めていく必要があります。

また、だれもが等しくその恩恵を受けることができるよう、さまざまなメディアからの情報を読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図っていくことが重要です。

## 基本目標 B あらゆる分野での男女共同参画の推進

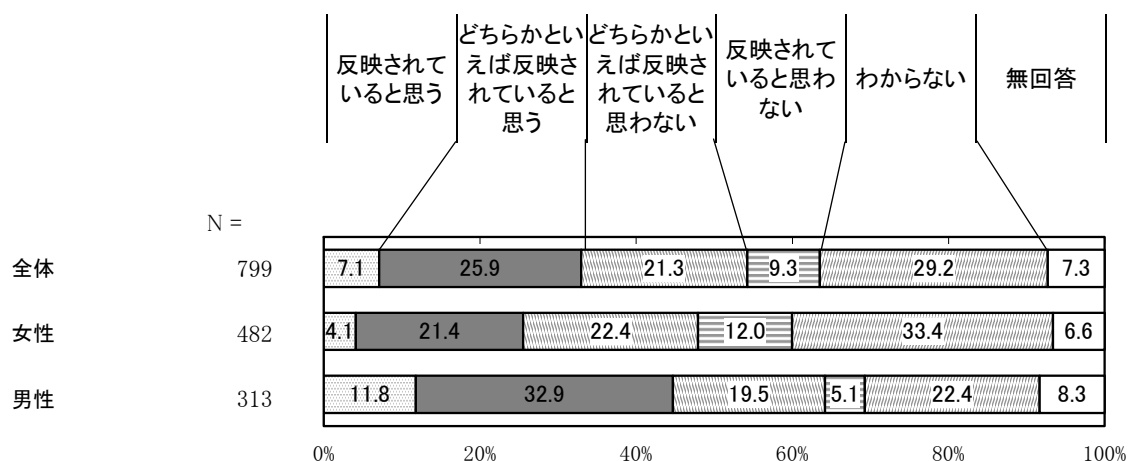
### 基本課題 1 政策・方針決定の場への参画の推進

本市の審議会等への女性委員の登用率は、平成 28 年 4 月 1 日現在で 20.2%となっており、大阪府内市町村平均の登用率と比べると低い状況となっています。このことから、政策・方針を決定する過程において、どちらかといえば男性の視点で政策・方針を決定してきたと言えます。

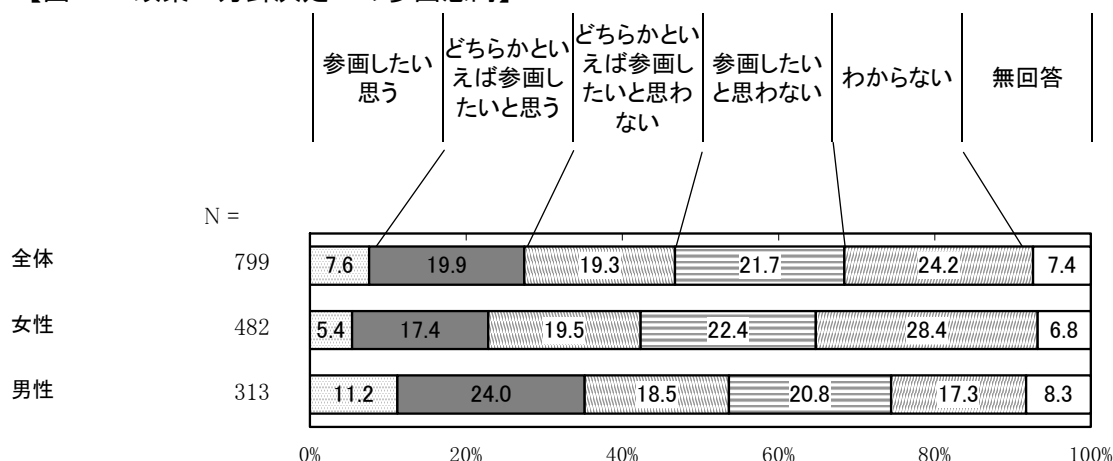
また、市民意識調査においても、政策・方針決定において女性の意見が反映されていると思う人は 7.1%（女性では 4.1%、男性では 11.8%）に留まっており、少ないことが分かります。さらに、政策・方針決定への参画意向について見ると、参画したいと思う女性は 22.8%、男性は 35.2%となっており、女性の参画意向が男性に比べて低くなっています。

また、政治や経済活動の場で、男性の方が優遇されていると思う割合は 68.7%と高くなっています。

【図 17 政策・方針決定において女性の意見が反映されているか】



【図 18 政策・方針決定への参画意向】



本市においても今後はさらに、女性、男性の双方の視点に立って市政を行えるよう、審議会等への更なる女性登用の推進を図り、女性委員がいない審議会等を解消する必要があります。

さらに、あらゆる分野のあらゆる施策に多様な価値観と発想を取り入れるためにも、各分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、事業者や団体等へ働きかけを行う必要があります。

その環境づくりとして、女性が持てる力を十分に発揮できるよう、研修などの人材育成等の支援が必要です。また、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、女性のエンパワメントを高め、社会のあらゆる分野に参画できるよう、多様な学習機会の確保や充実を図ることも必要です。

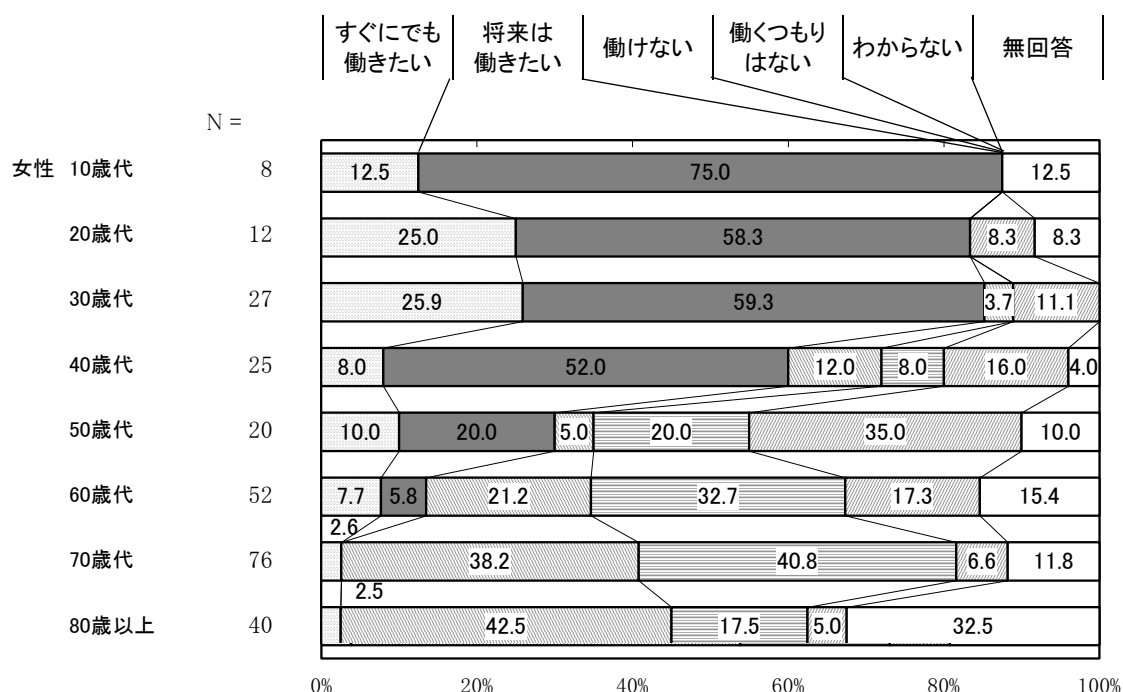
## 基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

働く場において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できることが男女共同参画社会を実現するうえでとても重要なことです。

平成22年の国勢調査によると、本市における女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」を描いており、女性が妊娠や子育てなどで仕事をやめざるを得ない状況がうかがえます。（P10 図5、図6参照）

現在、仕事をしていない人のうち、女性の20歳代から40歳代で「将来は働きたい」と思う人の割合は50%を超えています。また、仕事をしていない理由について、特に女性の20歳代（75.0%）、30歳代（81.5%）で育児の負担が大きいことが挙げられています。

【図19 現在働いていない人がこれから仕事につきたいか（女性）】



【表5 現在仕事をしていない理由】

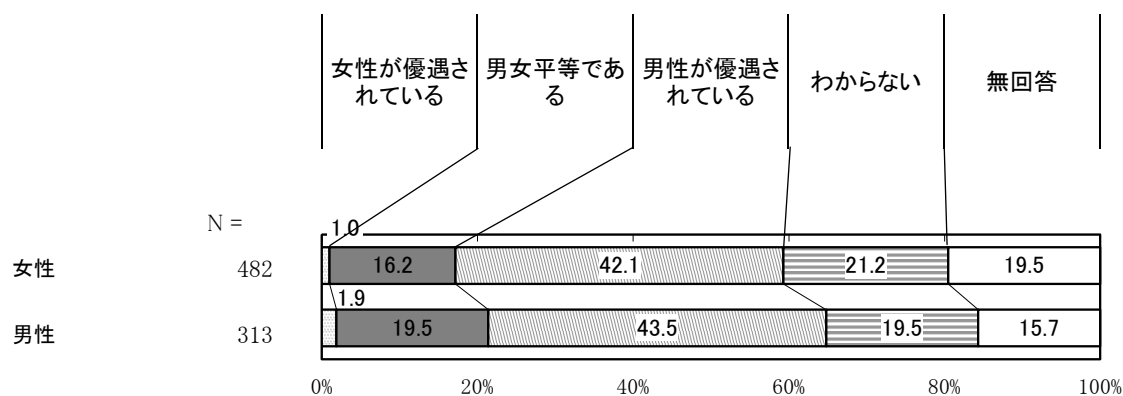
単位：％

| 区分      | 有効回答数<br>(件) | 経済的に働く必要<br>がないから | 職業をもたない方<br>が自分のやりたい<br>ことができるから | 家にいるのが当然<br>だから | 家事の負担が大き<br>いから | 育児の負担が大き<br>いから | 健康や体力に自信<br>がないから | 希望どおりの仕事<br>が得られないから | 配偶者・パートナ<br>ーや子ども等家族が<br>望まないから |
|---------|--------------|-------------------|----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|----------------------|---------------------------------|
| 女性 10歳代 | 8            | —                 | —                                | —               | —               | —               | —                 | —                    | —                               |
| 20歳代    | 12           | 8.3               | —                                | —               | 33.3            | 75.0            | 8.3               | —                    | —                               |
| 30歳代    | 27           | 3.7               | —                                | —               | 48.1            | 81.5            | 14.8              | 18.5                 | 11.1                            |
| 40歳代    | 25           | 20.0              | 4.0                              | —               | 20.0            | 28.0            | 48.0              | 24.0                 | 4.0                             |
| 50歳代    | 20           | 10.0              | 15.0                             | 5.0             | 10.0            | 5.0             | 25.0              | 10.0                 | —                               |
| 60歳代    | 52           | 13.5              | 5.8                              | —               | 7.7             | 3.8             | 28.8              | 11.5                 | 1.9                             |
| 70歳代    | 76           | 6.6               | 1.3                              | 3.9             | 7.9             | —               | 27.6              | 2.6                  | 1.3                             |
| 80歳以上   | 40           | 2.5               | 2.5                              | 5.0             | 2.5             | —               | 17.5              | —                    | —                               |

| 区分      | 親や家族などの<br>介護や看護をす<br>るため | 現在学校に通っ<br>ているから | 高齢だから | 働くことに向い<br>ていないから | 働くことが好き<br>でないから | 特に理由はない | その他  | わからない | 無回答  |
|---------|---------------------------|------------------|-------|-------------------|------------------|---------|------|-------|------|
| 女性 10歳代 | —                         | 75.0             | —     | —                 | —                | —       | —    | 12.5  | 12.5 |
| 20歳代    | —                         | —                | —     | —                 | 8.3              | —       | 16.7 | —     | 16.7 |
| 30歳代    | —                         | —                | —     | 7.4               | 7.4              | —       | 11.1 | —     | —    |
| 40歳代    | 12.0                      | —                | —     | 4.0               | —                | 8.0     | 24.0 | 4.0   | 4.0  |
| 50歳代    | 20.0                      | 5.0              | 5.0   | 5.0               | —                | 20.0    | 10.0 | —     | 10.0 |
| 60歳代    | 19.2                      | —                | 51.9  | —                 | —                | 9.6     | 1.9  | —     | 15.4 |
| 70歳代    | 5.3                       | —                | 88.2  | 1.3               | —                | 11.8    | 3.9  | —     | 5.3  |
| 80歳以上   | 5.0                       | —                | 82.5  | 5.0               | —                | 5.0     | 2.5  | 2.5   | 10.0 |

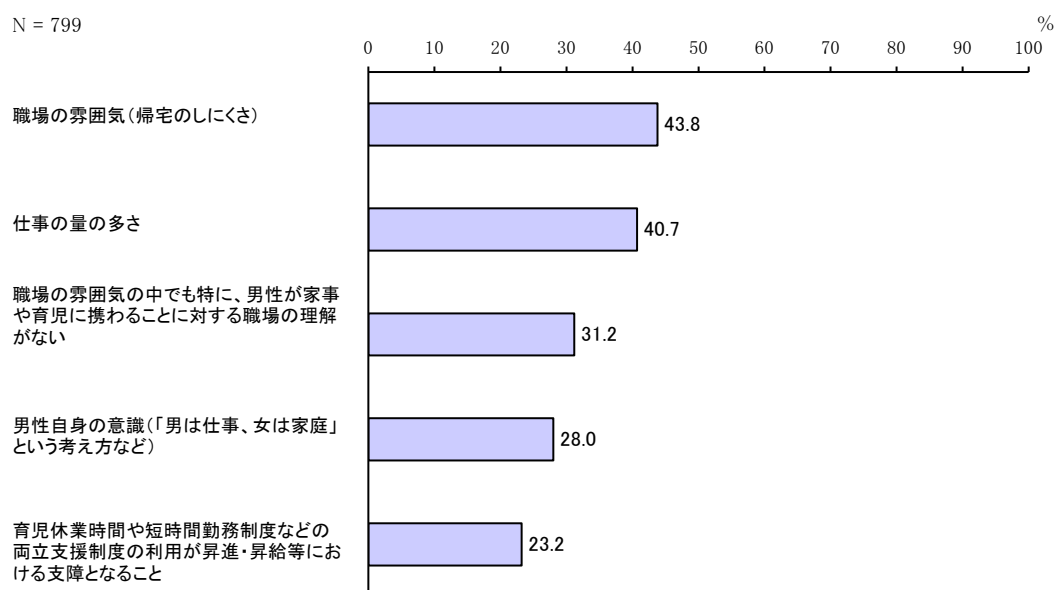
また、職場での男女格差についてみると、男女ともに「管理職への登用」に関して男性が優遇されていると感じています。

【図20 管理職への登用についての男女の優遇感（性別）】



さらに、長時間労働や、休みが取りにくいといった男性の働き方の原因について、「職場の雰囲気（帰宅のしにくさ）」の割合が 43.8%と最も高く、次いで「仕事の量の多さ（40.7%）」「職場の雰囲気の中でも特に、男性が家事や育児に携わることにに対する職場の理解がない（31.2%）」などが挙がっており、長時間労働や、休みが取りにくいといった男性の働き方の見直しには、ワーク・ライフ・バランスの推進とともに、経営者や職場の理解が不可欠となっています。

【図 21 長時間労働や、休みが取りにくい等の男性の働き方の原因（上位 5 項目）】



今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇給の機会などの男女差別をなくし、性別にかかわらず、働きやすい職場づくりと働き続けられる職場づくりを進める必要があります。

また、子育てなどにより就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が生かされる環境づくりを進め、女性の活躍を推進していくことが重要です。

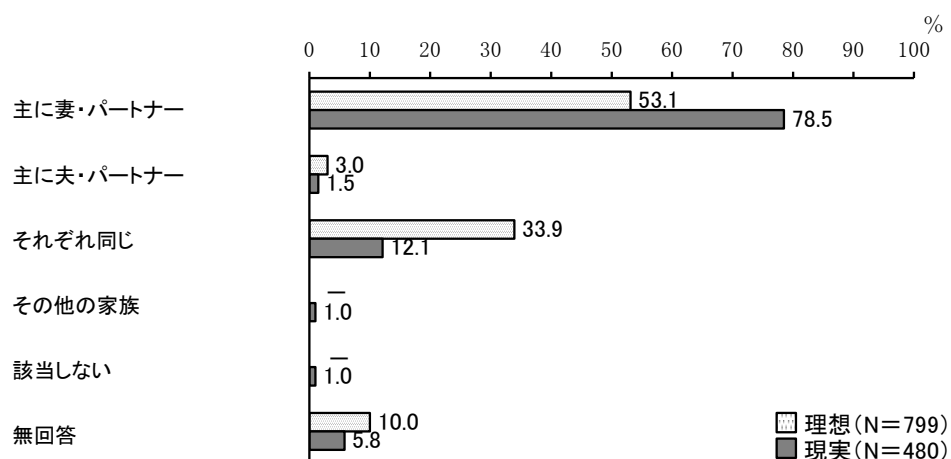
### 基本課題 3 家庭生活での男女共同参画の推進

家庭生活は、家族一人ひとりが、家事・育児・介護といった家庭の責任をともに担うことが大切です。

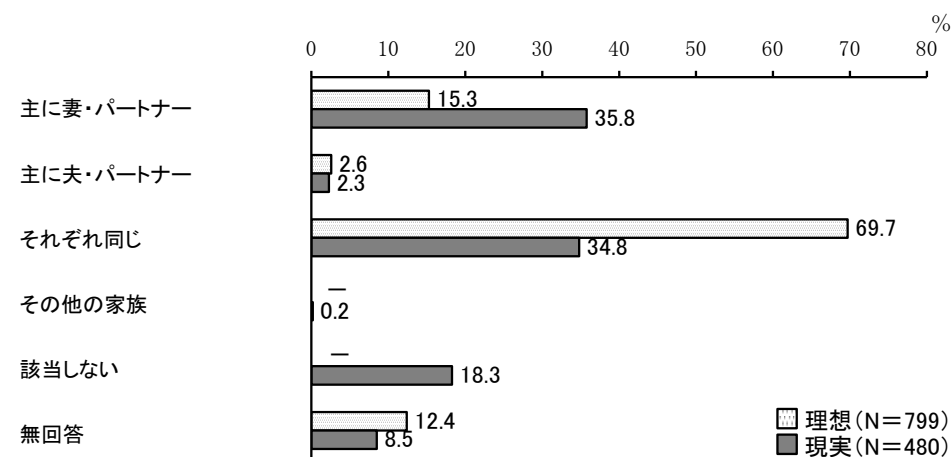
市民意識調査より、家庭における夫妻（パートナー）の役割について見ると、「日常の家事」「子どもの教育としつけ」「高齢者、病気の人の介護・看護」について「それぞれ同じように担うこと」を理想としていますが、現実としては、主に妻・パートナ

ーが担っています。

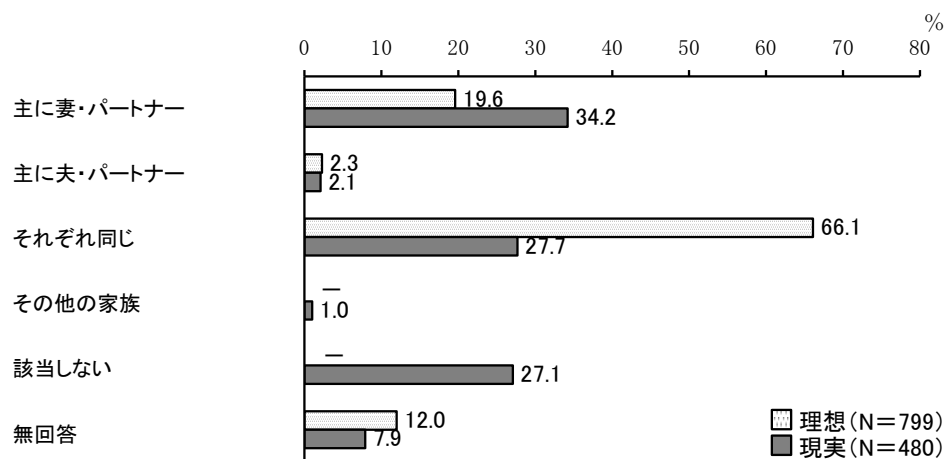
【図 22 日常の家事の主な担い手（理想と現実）】



【図 23 子どもの教育としつけの主な担い手（理想と現実）】

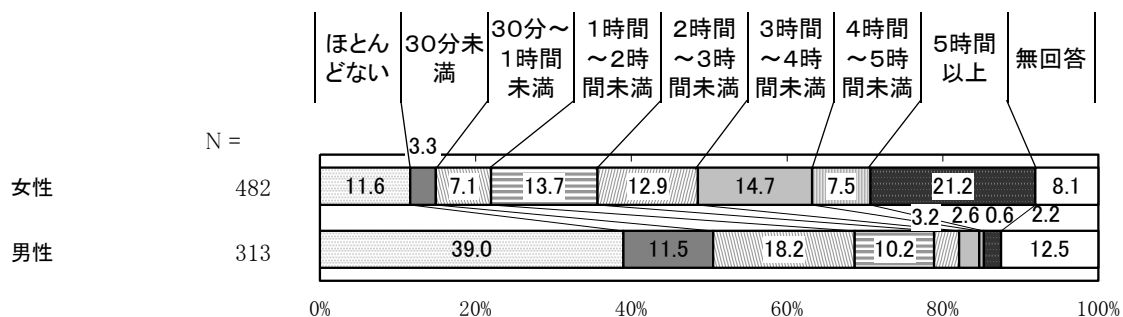


【図 24 高齢者、病気の人の介護・看護の主な担い手（理想と現実）】

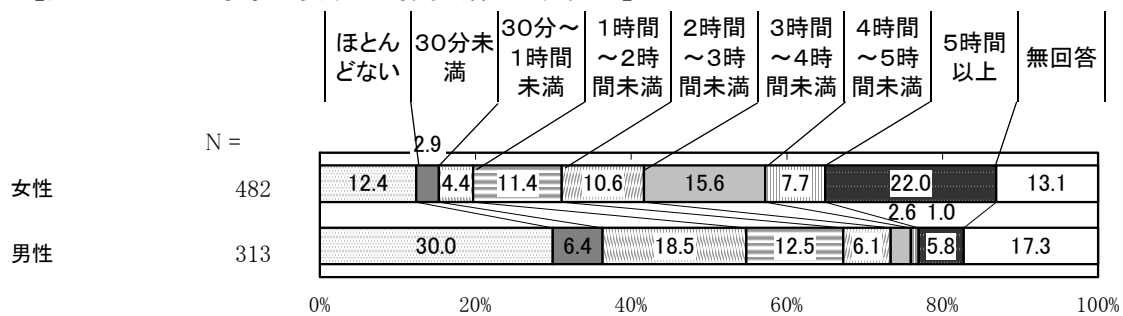


また、1日で家事に要する時間について、平日、休日ともに男性に比べ女性の方が長くなっています。

【図 25 1日で家事に要する時間（平日）、性別】

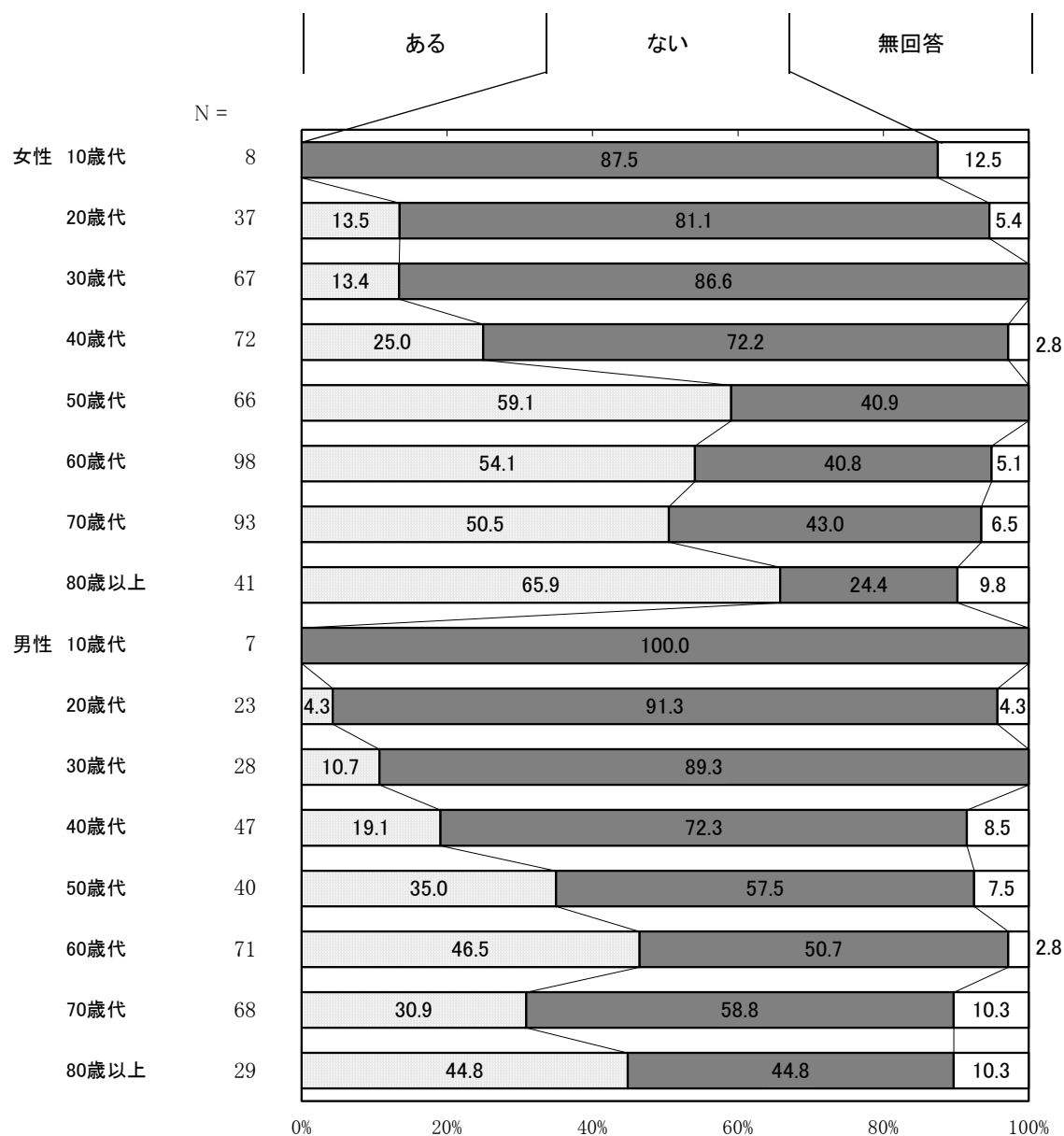


【図 26 1日で家事に要する時間（休日）、性別】



また、家族の介護経験の有無について、女性の 50 歳代以上で経験がある割合が多く、特に 80 歳以上では、65.9%と最も高くなっています。

【図 27 家族の介護経験の有無】



家庭生活においては、男性の優遇感が高くなっている（P12 図9参照）ことから、固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがわれます。このことから、家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同で行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女の参画を促進することが必要です。

本市は、子育て支援については、「はびきのこども夢プラン」や「羽曳野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において子育てに対する負担の軽減や地域における子育て支援の充実に努めています。また、「第6期羽曳野市高年者いきいき計画 羽曳野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」においても高齢者のみの世帯の増加、支援・介護を必要とする高齢者の増加などの課題に対し、家族介護者への支援等に取り組んでいます。

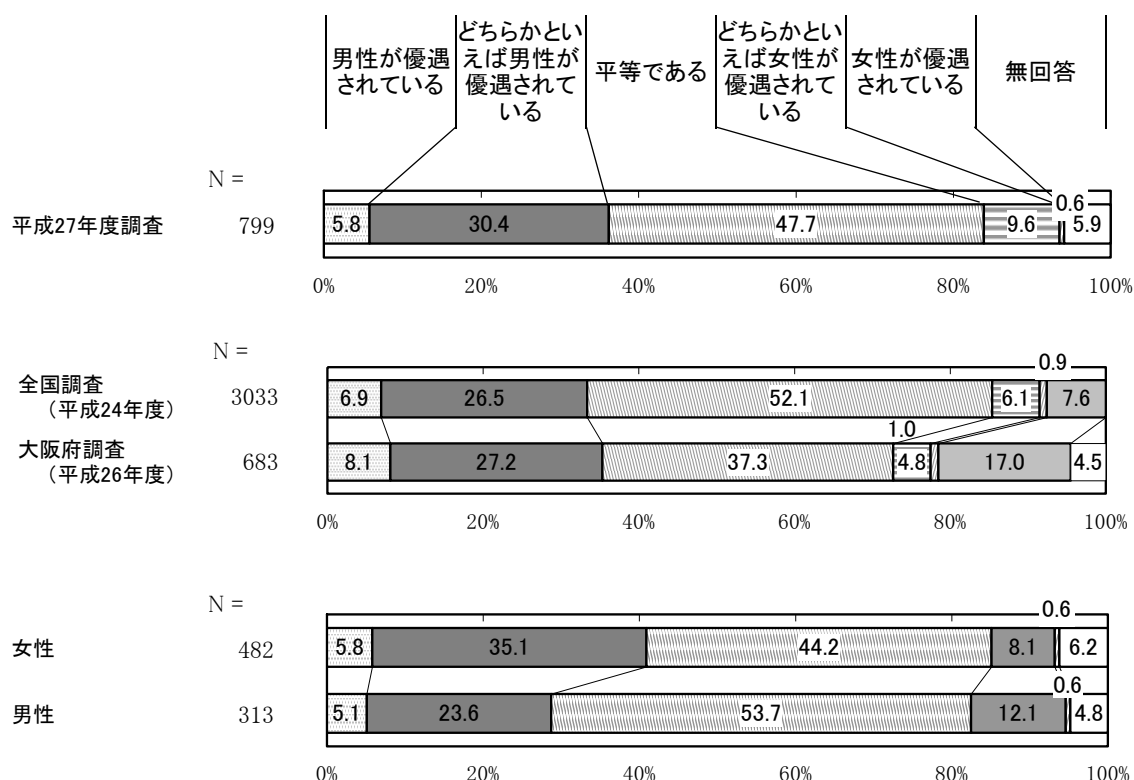
今後、これらの関連計画との連携を強化していくとともに、家庭において男女共同参画意識のさらなる向上を図り、男女がお互いを思いやり、力を合わせて家庭生活を送ることができる支援が求められています。

#### **基本課題 4 地域社会での男女共同参画の推進**

男女共同参画のまちづくりには、社会の基礎的単位である家庭をはじめ、最も身近な社会集団である地域が重要な役割を果たすと考えます。

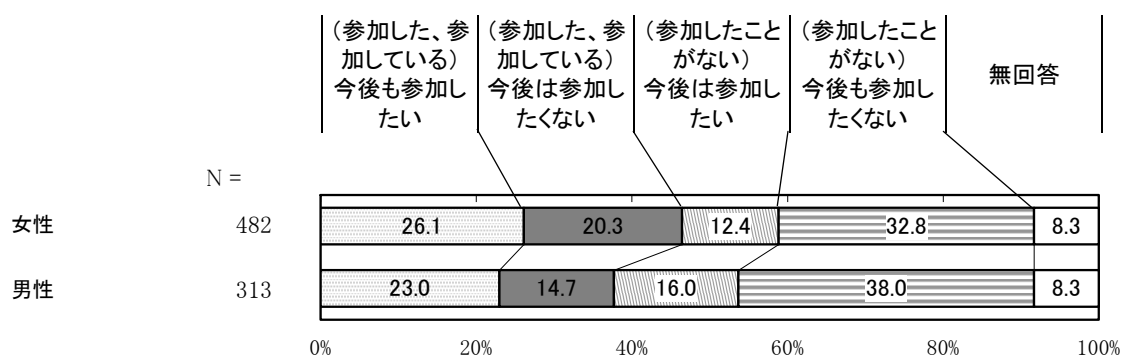
地域活動の中の男女の平等について、平成 26 年度男女共同参画に関する府民意識調査（大阪府調査）と比べ「平等である」の割合が高くなっていますが、「男性が優遇されている」と答えた割合も高くなっています。このため、女性の視点や能力を十分反映できるよう、女性が地域活動に参画する機会を増やすことが必要です。

【図 28 男女の平等意識（地域活動）】

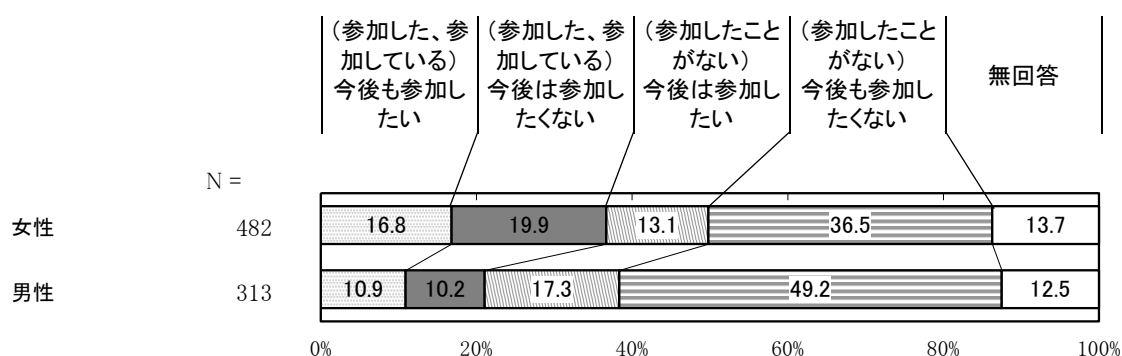


本市の地域活動状況等をみると、ボランティアや町会、こども会、老人クラブ等の会員数は減少傾向にあります。市民意識調査をみると、「自治会・町内会の活動」、「PTAやこども会の活動」「地域における趣味・スポーツ・学習の活動」は、男性に比べ、女性が「参加した、参加している」と答えた割合が高くなっています。社会的な活動に参加するうえで、支障になる理由については、「仕事や家事がいそがしい」が42.3%と最も高く、次いで「人間関係がわずらわしい」、「健康や体力に自信がない」となっています。働き方の見直しとも併せて、多様な年代の女性・男性がもっと地域活動に参画できるよう、支援を行う必要があります。

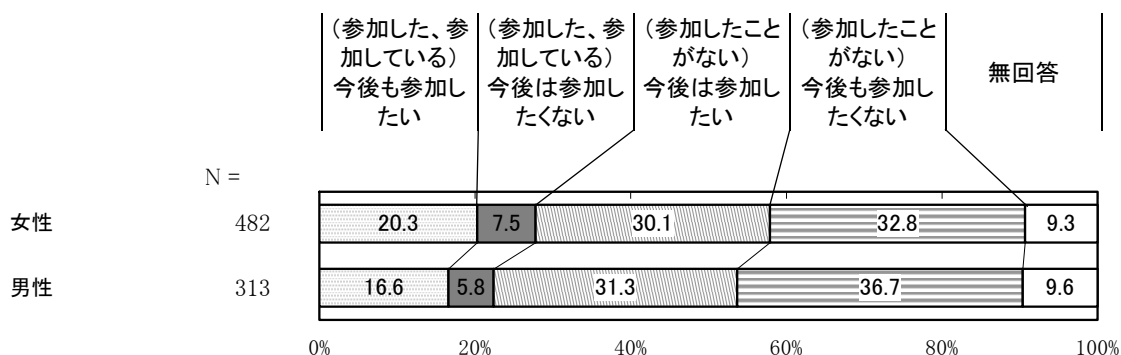
【図 29 地域活動状況（自治会・町内会の活動）】



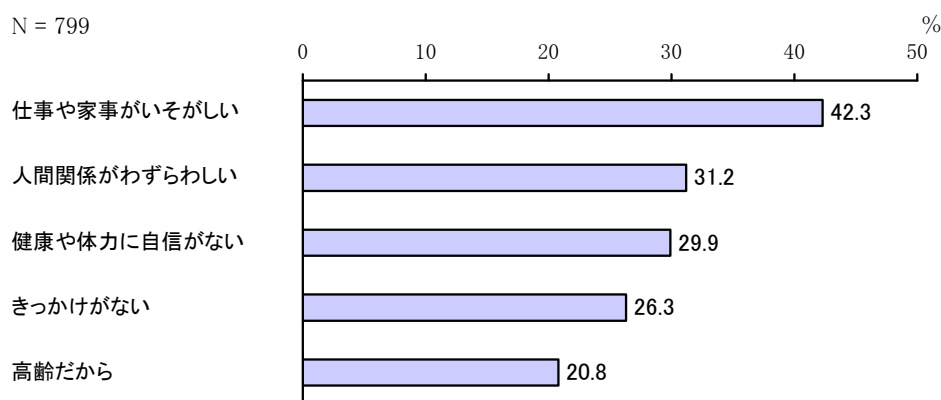
【図 30 地域活動状況（PTAや子ども会の活動）】



【図 31 地域活動状況（地域における趣味・スポーツ・学習の活動）】



【図 32 社会的な活動に参加するうえで支障になっている理由（上位5項目）】



また、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震により、災害に対する市民の意識が高まる中、自助、共助、公助それぞれの観点からの備えが重要であり、まちづくりや防災について、女性・男性双方の視点から考えていくことが必要です。

## 基本目標C

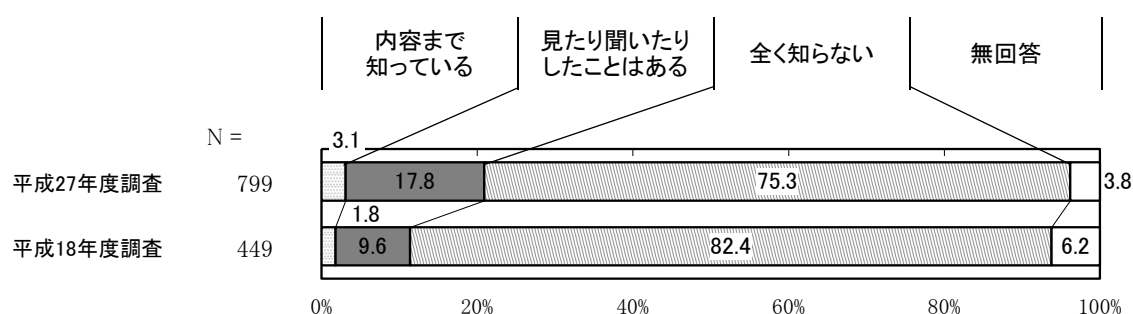
## すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

### 基本課題1 生涯にわたる健康の 保持・増進

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは男女共同参画社会を実現するうえでとても重要なことです。

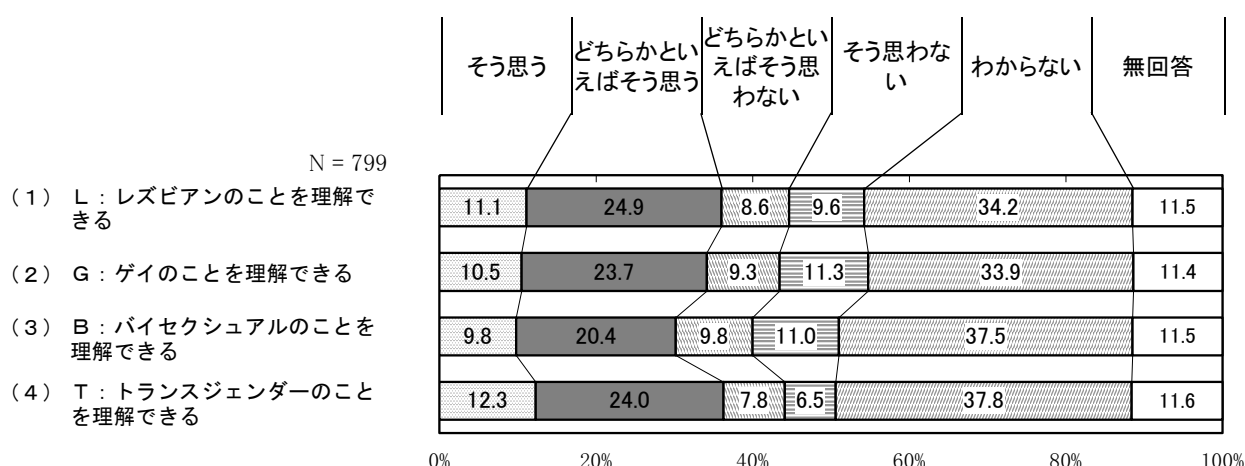
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の認知度をみると、平成18年度調査と比較すると、「全く知らない」の割合は低くなっていますが、内容まで知っている人は3.1%となっており、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての考え方が十分浸透していないことが分かります。性についてはさまざまな情報が氾濫し、だれもが正しい知識を身につけているとは必ずしも言えない状況であり、性に対する正しい知識をもち、自己決定できるよう適切な情報提供や相談体制などの支援を充実していくことが求められています。また、LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー）についての市民の理解状況をみると、全てにおいて理解できる人が理解できない人の割合を上回っていますが、わからない人も3割以上となっており、LGBTの理解に向けた啓発活動等を進めていくことが重要です。女性と男性の身体機能の違いや、LGBTをはじめ性的少数者（性的マイノリティ）に対する理解を深め、性の多様性を尊重する意識を育てることも重要なことです。

【図33 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）の認知度】



※L：女性の同性愛者（Lesbian，レズビアン）  
G：男性の同性愛者（Gay，ゲイ）  
B：両性愛者（Bisexual，バイセクシュアル）  
T：性同一性障害（Transgender，トランスジェンダー）

【図 34 L G B T についての理解度】



生涯にわたる、男女の異なる健康上の問題を社会全体で総合的に支援することが必要です。妊娠・出産や女性特有の疾病への対応に加え、男女ともに経験する思春期、子育て期、更年期、高齢期というライフステージごとの課題に応じた健康づくりを図り、市民が健康で自分らしい生活を送ることができるよう支援していくことが必要です。

## 基本課題 2 年齢・障害の有無にかかわらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり

本市の人口は、減少傾向にありますが、65 歳以上の高齢者人口は、増加しています。

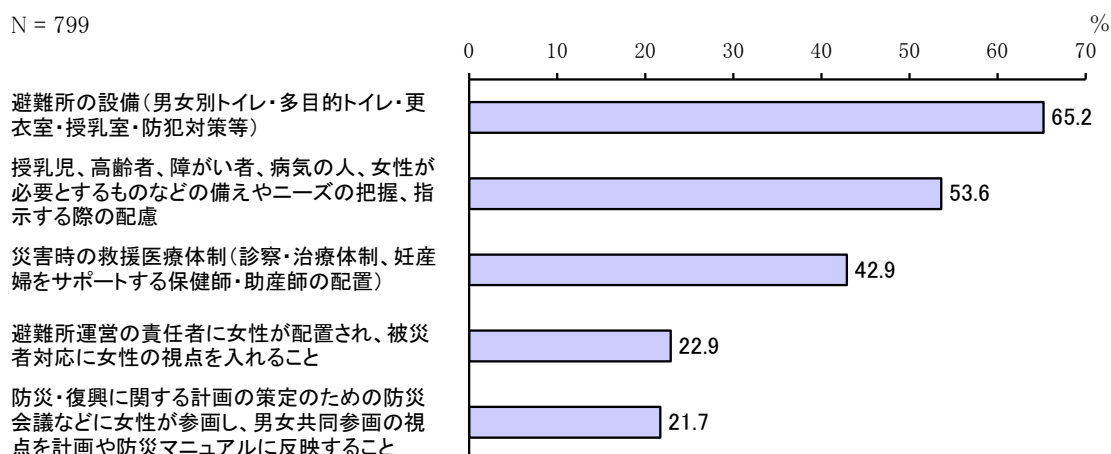
住民基本台帳の各年 10 月 1 日時点の年齢 3 区分別人口比をみると、平成 26 年の 65 歳以上人口の構成比は、平成 22 年と比較すると 3.7%増加しており、特に、団塊の世代が 65 歳になりはじめた平成 24 年以降は、高齢化率が年に 1 %以上のペースで増加しています。(P8 図 2 参照)

また、本市の統計書によると障害者手帳所持者数は、平成 26 年度末において 6,502 人で市民全体の約 5%を占め、今後も主に高齢化による増加が予想されています。年齢構成では 65 歳以上が 50%以上を占め、主な介助者の年齢層も 60 歳以上が 50%程度となっていることから障害者を支援する施策の充実が求められています。また、障害者の社会参加と経済的自立を図るため、就労支援に取り組むことが必要です。

さらに、市民意識調査において、防災・災害復興対策で特に必要な取り組みとして、「避難所の設備（男女別トイレ・多目的トイレ・更衣室・授乳室・防犯対策等）」や「授乳児、高齢者、障害者、病気の人、女性が必要とするものなどの備えやニーズの把握、

指示する際の配慮」「災害時の救援医療体制（診察・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）」が上位に挙がっています。そのため、今は男性中心となっている防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

【図 35 防災・災害復興対策で、特に必要な取り組み（上位 5 項目）】



だれもが安心して暮らせるよう、また、社会の一員として積極的に社会に参画し、自立した生活ができるよう、男女共同参画の視点に立った環境づくりが必要です。

### 基本課題 3 国際社会への参加・交流

近年、政治・経済・文化などのあらゆる分野において国際化、情報化が進展する中で、国境にとらわれない相互交流による信頼や友好、協力関係を推進することが重要です。さらに、これら国際社会の動向を男女共同参画社会の実現に生かすことが必要となっています。

本市の外国人住民は、平成 26 年度末現在で 816 人となっており、過去 5 年間をみても、800 人台で推移しています。現在、本市では、外国人住民の方々が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進するため、また、地域における多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民向け生活情報誌等の配布や日本語教室の運営支援等に取り組んでいます。

今後も、男女共同参画や多文化共生の視点を取り入れた更なる取り組みの充実が必要です。

## 第3章

# プランの内容

第3期となるプランの取り組みについて、5つの基本目標ごとにその考え方を示します。

- 基本目標1 男女がともに尊重し合える意識形成
- 基本目標2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり（女性活躍推進計画）
- 基本目標3 男女がともに参画できる仕組みづくり
- 基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援（DV防止計画）

### 基本目標1 男女がともに尊重し合える意識形成

男女がともに男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、固定的性別役割分担意識が払拭され、旧来からの社会制度や慣行にとらわれない意識づくりが重要です。また、男女共同参画の視点に立ち、男女の人権を尊重する教育によって次代を担う子どもたちの男女共同参画意識を育むとともに、生涯にわたって家庭や学校、地域などのあらゆる場において男女共同参画を進める教育や学習を実施することが重要です。さらに、さまざまな情報を得ることができる環境において、その情報を選択し、読み解く能力を備え、適切な活用をすることが重要です。

### 基本方針1 男女共同参画に関する意識啓発

市民一人ひとりが男女共同参画の意義に対する理解を深め、家庭、学校、地域、働く場などにおいて、固定的性別役割分担意識にとらわれた社会制度や慣行の見直しを行うことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けて、広報紙・ウェブサイトなど多様な情報媒体や学習機会を活用し、幅広い年齢層に対して身近で分かりやすい意識啓発を実施していきます。

## 施策の方向① 男女共同参画のための広報・啓発の推進

| No. | 施策の内容・方向性                                                         | 担当課          |
|-----|-------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1   | 市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて、市民の固定的性別役割分担意識の払拭や男女共同参画への理解を深めます。 | 人権推進課<br>秘書課 |
| 2   | 男女共同参画に関する講演会やフォーラム等を実施し、市民の男女共同参画の意識形成を図ります。                     | 人権推進課        |
| 3   | 男女共同参画が男性自身に関わる重要な問題であるとの認識が深まるよう啓発します。                           | 人権推進課        |
| 4   | 近隣の大学と連携して、学生に向けた男女共同参画の講座を企画、実施します。                              | 人権推進課        |

## 施策の方向② 男女共同参画に関する情報収集・情報提供

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                         | 担当課                   |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 5   | 男女共同参画に関するパンフレット、DVD などの資料や教材の充実を図るとともに、貸し出し等を行い、積極的な情報提供を進めます。                                   | 人権推進課<br>図書館課<br>関係各課 |
| 6   | 定期的に調査をすることで男女共同参画に関する市民の意識を把握し、施策を進めていく基礎資料とします。また、その結果を市の広報紙・ウェブサイト・啓発冊子などさまざまな媒体を通じて情報提供に努めます。 | 人権推進課                 |
| 7   | 市の行政内部において、男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、関係各課間での情報共有に努めます。                                                | 人権推進課<br>関係各課         |
| 8   | 国や大阪府、その他の関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報の収集に努めます。                                                          | 人権推進課<br>関係各課         |

## 基本方針2 男女平等教育などの充実

子どもたちが学習や日常生活において男女平等意識を確立できるよう、学校や保育園、幼稚園において適切な学習内容による指導を実践していくとともに、保護者等を通して男女平等や男女共同参画について学べるよう、家庭教育学習の機会や相談の場の充実に努めます。市の施策の策定や実施においては、男女共同参画の視点から点検、企画及び運用できるよう、また、学校や保育園、幼稚園においては、教職員・保育士等が男女平等の意識を持って子どもたちを指導できるよう、適切な研修を実施します。

## 施策の方向① 学校教育における男女平等の充実

| No. | 施策の内容・方向性                                           | 担当課           |
|-----|-----------------------------------------------------|---------------|
| 9   | 固定的性別役割分担意識にとらわれず、子どもたち自身の個性を伸ばし、主体的に学べる保育と教育を行います。 | こども課<br>学校教育課 |
| 10  | 子どもたちが人権の尊重や男女平等などの意識を育むことができるよう学校園において指導します。       | こども課<br>学校教育課 |

| No. | 施策の内容・方向性                                                     | 担当課   |
|-----|---------------------------------------------------------------|-------|
| 11  | 児童や生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てるとともに、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 12  | 小・中学校における男女共生教育や、男女共同参画の視点に立った生涯教育に対して、男女共同参画に関する情報提供を行います。   | 人権推進課 |

### 施策の方向② 生涯学習における男女平等の推進

| No. | 施策の内容・方向性                                                                         | 担当課                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 13  | 各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画についての学習機会を提供します。 | 市民協働ふれあい課<br>人権文化センター<br>陵南の森公民館<br>青少年児童センター |
| 14  | 地域社会における男女共同参画の推進や家庭教育の向上などを図るため、各種団体を支援します。                                      | 社会教育課                                         |
| 15  | 親と子の関係や子育てについて学ぶ「親学習」などを活用し、家庭における男女共生教育の推進に努めます。                                 | 社会教育課                                         |

### 施策の方向③ 職員研修の充実

| No. | 施策の内容・方向性                                                                            | 担当課                   |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 16  | 男女共同参画について正しい理解と認識を深めるための研修を職員対象に実施します。また、関係機関が実施する研修等への参加を図ります。                     | 人事課                   |
| 17  | 男女共同参画について正しい理解と認識を深め、教育活動内における男女共生の視点を育むための研修を教職員対象に実施します。また、関係機関が実施する研修等への参加を図ります。 | 学校教育課                 |
| 18  | セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。<br>【再掲】No.117（5-1-①）       | 人権推進課<br>人事課<br>学校教育課 |

## 基本方針3 メディアにおける人権の尊重

市の広報紙や出版物において、男女の人権を尊重した表現を推進するとともに、事業所や市民団体などあらゆる主体の刊行物や広報活動においても、男女共同参画の視点に立った表現を進めていくよう働きかけていきます。また、市民に対し、学校教育や生涯学習を通じてメディア・リテラシーの向上を図ります。

### 施策の方向① 男女共同参画の視点に立った表現の推進

| No. | 施策の内容・方向性                                                             | 担当課                  |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 19  | 市の刊行物やウェブサイトなどにおいて、男女共同参画の視点で確認し、固定的性別役割分担意識にとらわれない表現を推進します。          | 人権推進課<br>秘書課<br>関係各課 |
| 20  | 市の広報活動や市民活動等において、男女共同参画社会にふさわしい表現を用いるための参考となるガイドラインを市のウェブサイトなどで周知します。 | 人権推進課                |

### 施策の方向② メディア・リテラシーの向上

| No. | 施策の内容・方向性                                                              | 担当課                |
|-----|------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 21  | 学校教育の場を通じて、児童・生徒のメディア・リテラシーの育成に努めます。また、教職員への研修等の実施により、最新の情報教育の整備を図ります。 | 学校教育課              |
| 22  | 生涯教育・文化振興の場を通じて、市民のメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを推進します。                         | 市民協働ふれあい課<br>社会教育課 |

### 【計画指標】

| No. | 評価指標                        | 策定時             | 目標<br>平成 38 年度 |
|-----|-----------------------------|-----------------|----------------|
| ①   | 固定的性別役割分担意識に同意しない人の割合       | 57.5%           | 63%            |
| ②   | あらゆる分野において男女が「平等である」と思う人の割合 | 18.9%<br>(社会全体) | 23%            |
| ③   | 男女共同参画社会基本法を知っている人の割合       | 53.2%           | 58%            |
| ④   | 羽曳野市男女共同参画推進条例を知っている人の割合    | 19.7%           | 25%            |
| ⑤   | 羽曳野市男女共同参画推進プランを知っている人の割合   | 14.5%           | 20%            |

## 基本目標 2 いきいきと働き活躍できる仕組みづくり

### （女性活躍推進計画）

「女性の活躍推進」と「働き方改革」のためには、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進が重要です。ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供し、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう施策の充実を図るとともに、労働関連の各種法令についての周知及び情報提供を行うことで制度の理解を促し、男女ともに安心して働くことが確保される環境づくりが重要です。

### 基本方針 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

市民が自分自身の働き方を見直す機会が持てるよう、ワーク・ライフ・バランスの取り組み事例などを広報紙等に掲載するなど、情報提供・啓発を実施し、事業主に対しては、ワーク・ライフ・バランスのメリットや先進的な取り組み事例などの情報を提供していきます。また、労働関連の各種法令についての周知及び情報提供を行い、制度の理解を促すとともに、利用促進に向けた啓発を行います。

#### 施策の方向① ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発・促進

| No. | 施策の内容・方向性                                                                     | 担当課                  |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 23  | 市民や事業主に対して、ワーク・ライフ・バランスの考え方や必要性、その効果等について、積極的に情報提供を行い、啓発を推進します。               | 人権推進課<br>産業振興課       |
| 24  | 市の職員及び教職員のワーク・ライフ・バランスに関する認識を深めるため、研修を実施します。                                  | 人事課<br>学校教育課<br>関係各課 |
| 25  | 大阪府の啓発冊子等を活用し、事業主の妊産婦に対する健康配慮義務について周知します。また、職場における母性健康管理に関する相談窓口についての周知を図ります。 | 産業振興課                |
| 26  | ワーク・ライフ・バランスのメリットや事業主の取り組みなどを広報紙等で紹介するなど啓発に努め、事業主のワーク・ライフ・バランスの促進に努めます。       | 人権推進課                |

#### 施策の方向② 労働関連各種法令の周知・啓発

| No. | 施策の内容・方向性                                                                   | 担当課                   |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 27  | 市民や事業主などに対し、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）の周知及び情報提供を行います。    | 人権推進課<br>産業振興課        |
| 28  | 市の職員に対して、労働関連の各種法令（労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法など）に関する研修を実施するなど周知を図ります。 | 人権推進課<br>人事課<br>産業振興課 |

| No. | 施策の内容・方向性                                                                  | 担当課   |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|-------|
| 29  | 男女がともに休暇を取得しやすい社内風土が醸成されるよう、市民や事業主に対し、育児・介護休業制度の周知を図るとともに、利用促進に向けた啓発を行います。 | 産業振興課 |

## 基本方針2 女性の活躍推進

女性の活躍を推進するため、女性のエンパワメントを図るとともに、出産・育児で仕事を中断していた女性を対象とした再就職準備講座や自分の個性やキャリアを活かして起業をめざす女性に対するガイダンスなど、各々のニーズに応える施策の充実を図っていきます。また、女性活躍推進の観点から、女性職員の採用・登用の拡大や、ワーク・ライフ・バランスの推進について、職場のモデルケースとなるよう取り組みます。

### 施策の方向① 女性のエンパワメント

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                    | 担当課                                           |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 30  | 各種講座において、子育て、健康、食生活、家族などさまざまな視点から、そのライフステージごとにかかわるテーマを取り上げ、男女共同参画や女性のエンパワメントを支援する学習機会を提供します。 | 市民協働ふれあい課<br>人権文化センター<br>陵南の森公民館<br>青少年児童センター |
| 31  | 男女共同参画の推進や、女性をめぐるさまざまな問題に取り組む市民団体の育成を図るとともに、団体間の交流を促進します。                                    | 人権推進課<br>市民協働ふれあい課<br>社会教育課                   |
| 32  | 関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談窓口や就労に関する情報の提供に努めます。                                                   | 産業振興課                                         |
| 33  | 関係機関、団体等との連携により、女性の就労や再就職をテーマとした講座を開催します。                                                    | 人権推進課<br>産業振興課                                |
| 34  | 市の広報紙やウェブサイト、男女共同参画啓発冊子等の情報発信ツールを用いて、女性活躍推進法の周知を図ります。                                        | 人権推進課<br>産業振興課                                |

### 施策の方向② 人材育成の充実

| No. | 施策の内容・方向性                                                 | 担当課            |
|-----|-----------------------------------------------------------|----------------|
| 35  | 女性を対象とする講座などの人材育成事業に関する情報を市民に周知し、参加につなげることで女性の人材育成に努めます。  | 人権推進課          |
| 36  | 主に女性を対象とする講座に就労や再就職に必要となる実践的なプログラムの充実を図るとともに、市民への周知に努めます。 | 人権推進課<br>産業振興課 |

### 施策の方向③ 女性の起業に関するフォローアップの実施

| No. | 施策の内容・方向性                          | 担当課   |
|-----|------------------------------------|-------|
| 37  | 各種講座において、女性の起業に関する学習機会や情報の提供に努めます。 | 人権推進課 |

| No. | 施策の内容・方向性                                           | 担当課 |
|-----|-----------------------------------------------------|-----|
| 38  | 女性の起業者やこれから起業をめざす市民を対象に、経営に関する相談などのフォローアップ支援を実施します。 | 観光課 |

#### 施策の方向④ 女性職員の登用推進

| No. | 施策の内容・方向性                                                                       | 担当課         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 39  | 仕事と家庭生活の両立ができる職場のモデルケースとなるよう、市の関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主行動計画」を推進します。                | 人事課<br>関係各課 |
| 40  | 女性職員の職域拡大と活用を図り、管理職への登用や昇給・昇格・昇任については、引き続き、個人の能力により処遇するとともに、配置や職務内容の見直しなどを進めます。 | 人事課         |
| 41  | 女性職員の政策・方針決定への参画を推進するため、スキルアップを支援する研修等への参加を促進します。                               | 人事課         |
| 42  | 教職員の女性管理職の増加、主任等への積極的な活用により、学校における方針決定の場への女性の参画を推進します。                          | 学校教育課       |

### 基本方針3 働く場における男女共同参画の促進

すべての人が個性や能力を十分に発揮し、充実した職業生活が送れるよう意識の改善はもとより、事業主に向けて、雇用や就労環境の向上のための啓発及び支援に努めます。また、就業や再就職などに対する支援策の充実や、多様な働き方に対応した情報提供に努めます。

#### 施策の方向① 労働条件向上のための啓発の促進

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                                      | 担当課   |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 43  | 事業主に対して、性別によって能力や役割を判断することなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進に向けた啓発を進めるとともに、取り組む企業の紹介など効果的な推進を図ります。 | 産業振興課 |
| 44  | 事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を行います。                                                                            | 産業振興課 |

#### 施策の方向② 就労環境の整備と支援

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                           | 担当課   |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 45  | 賃金や労働条件などの就労実態の把握に努め、就労環境の整備に関する課題解決への取り組みを推進します。                                                   | 産業振興課 |
| 46  | 農業分野などにおいて女性が担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族経営協定締結の促進や、研修会などにより締結者の支援に努めるとともに、女性農業者が活躍しやすい環境の整備を図ります。 | 産業振興課 |

| No. | 施策の内容・方向性                                             | 担当課   |
|-----|-------------------------------------------------------|-------|
| 47  | 事業主や労働者に対して、育児・介護休暇の取得や職場復帰がしやすい環境づくりに努めるように啓発を推進します。 | 産業振興課 |

### 施策の方向③ 職業能力の開発・向上

| No. | 施策の内容・方向性                                                                          | 担当課   |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 48  | 大阪府や関連機関と連携し、再就職支援講座などの学習機会の提供を行い、再就職支援の充実に努めます。                                   | 産業振興課 |
| 49  | ひとり親家庭が就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講を行うに際して、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、就業を支援します。     | こども課  |
| 50  | 個々のひとり親家庭の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母に対し、訓練給付金を給付し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。 | こども課  |

### 施策の方向④ 多様な就労形態への支援

| No. | 施策の内容・方向性                                                             | 担当課           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------|---------------|
| 51  | 保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長や病後児保育、一時預かりなどさまざまな保育サービスや、留守家庭児童会などの充実に努めます。   | こども課<br>社会教育課 |
| 52  | 多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実に努めます。              | こども課          |
| 53  | 「高年者いきいき計画」などに基づいた高齢者の就労等、支援の充実に努めます。                                 | 高年介護課         |
| 54  | 事業主に対して、パートタイム労働法、労働者派遣法などの法制度の周知、啓発に努め、パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件の向上に努めます。 | 産業振興課         |
| 55  | 大阪府や関連機関と連携し、SOHOやテレワークといった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努めます。                | 産業振興課         |

### 【計画指標】

| No. | 評価指標                           | 策定時   | 目標<br>平成38年度 |
|-----|--------------------------------|-------|--------------|
| ⑥   | 「ワーク・ライフ・バランス」ということばを知っている人の割合 | 48.5% | 55%          |
| ⑦   | 育児・介護休業法を内容まで知っている人の割合         | 30.0% | 35%          |
| ⑧   | 管理的地位に占める女性職員の割合               | 24.3% | 30%以上        |
| ⑨   | 役職段階（主査級以上の職員）に占める女性職員の割合      | 33.3% | 38%以上        |

## 基本目標 3 男女がともに参画できる仕組みづくり

あらゆる分野に参画する権利と義務は、男女共に有しており、政策・方針決定過程への参画についても同じことが言えます。しかし、女性の登用率は未だ低いことから、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任をもって家庭、地域活動を担い、さまざまな分野に参画できるよう意識啓発と環境整備を進めることが重要です。

### 基本方針 1 政策・方針決定過程の場への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、市の審議会等の性別による参画状況を調査し、審議会等への積極的な女性の登用を進めていきます。特に、女性委員がいない審議会等に関しては、積極的な女性の登用を進め、また、審議会等の構成員が男女いずれか一方に偏らないよう働きかけます。

#### 施策の方向① 審議会等への女性の登用推進

| No. | 施策の内容・方向性                                     | 担当課  |
|-----|-----------------------------------------------|------|
| 56  | 審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がいない審議会等の解消に努めます。 | 全部局  |
| 57  | 各種計画策定時には、パブリックコメントを実施し、多くの市民の意見を反映していきます。    | 関係各課 |

### 基本方針 2 地域活動への男女共同参画の促進

地域での自治会活動やまちづくりにおいて、一人ひとりが持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的性別役割分担意識や差別意識にとらわれることなく、男女がともに地域活動に参画しやすい環境づくりを進めていきます。また、地域活動における女性役員の登用を働きかけます。

#### 施策の方向① 地域社会での男女共同参画意識の醸成と地域活動への参画促進

| No. | 施策の内容・方向性                                                                            | 担当課                                 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 58  | 自治会やPTA、ボランティア団体やNPOにおいて、地域活動のリーダーとしての役割を担う女性の人材を育成するため、研修会等の案内や男女共同参画に関する啓発活動を行います。 | 市民協働ふれあい課<br>学校教育課<br>社会教育課<br>関係各課 |
| 59  | 市民活動や市民と行政の協働に関する取り組みを、男女共同参画の視点に立って推進します。                                           | 市民協働ふれあい課<br>関係各課                   |

| No. | 施策の内容・方向性                                                                   | 担当課                                          |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 60  | 多くの市民が性別に関わらず、地域活動や市民活動に参画できるように、意識啓発、人材育成などの環境づくりを進めます。                    | 市民協働ふれあい課<br>関係各課                            |
| 61  | エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしに直接つながる分野については、市民が性別に関わらず、それらの活動に参画できるよう取り組みを促進します。 | 防災企画課<br>災害対策課<br>市民協働ふれあい課<br>環境衛生課<br>関係各課 |
| 62  | 地域での相談対応や見守り、地域活動の担い手である各種団体が男女共同参画に対する正しい認識を深めるため、さまざまな情報の提供に努めます。         | 人権推進課<br>関係各課                                |

### 【計画指標】

| No. | 評価指標             | 策定時   | 目標<br>平成38年度 |
|-----|------------------|-------|--------------|
| ⑩   | 審議会等における女性の委員の割合 | 20.2% | 33%          |
| ⑪   | 女性委員のいない審議会等の割合  | 44.0% | 30%          |

## 基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

生涯を通じた健康づくりに関する支援や高齢者、障害者への福祉サービスの充実、男女が家庭や地域、働く場などに参画しながら安心して子育てができる体制づくりは、男女共同参画社会を実現するうえで重要です。

また、ひとり親家庭などの多様な家族形態への支援、性意識の違いによる生き方の違いや国籍の違いによる文化の違いに対する理解促進、さらに、防災などにおける災害時の支援を充実させるなど、男女共同参画の視点を持ち、市民一人ひとりが自分らしく健やかに暮らせるまちをつくることも重要です。

### 基本方針 1 生涯を通じた健康支援

女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康／権利）について啓発するとともに、エイズや性感染症等の対策を進めていきます。また、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援の充実を図っていきます。さらに、市民が生涯を通じて健康を保持できるよう、生活習慣病予防などさまざまな情報提供や健康相談事業を実施し、男女の性差に応じて主体的に心と体の健康づくりに取り組めるよう支援していきます。

#### 施策の方向① 性に関する情報提供と性教育の推進

| No. | 施策の内容・方向性                                                                             | 担当課            |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 63  | 女性が自分自身の健康について、管理、決定できるよう、あらゆる機会や媒体を通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及、啓発及び情報提供に努めます。         | 人権推進課<br>健康増進課 |
| 64  | 男女がお互いの性について、尊重することができるよう、パンフレットやリーフレットの作成及び配布、または、各種講座、講演会を開催するなど性と人権に関する意識啓発を推進します。 | 人権推進課<br>社会教育課 |
| 65  | 市民がHIV/エイズや性感染症について正しく理解するとともに、差別や偏見をなくし、また、感染の予防についての啓発に努めます。                        | 健康増進課          |
| 66  | 児童・生徒が、性に関することやHIV/エイズ、性感染症について正しく理解するため、発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。                    | 学校教育課          |
| 67  | 中学生が保育園や幼稚園で乳幼児とふれあう中で命の大切さなどを学ぶ取り組みを推進します。                                           | こども課<br>学校教育課  |

## 施策の方向② ライフステージに応じた健康づくりの推進

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                                     | 担当課            |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 68  | 「健康はびきの 21 計画」に基づき、一人ひとりが健康について考えるとともに、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり運動を推進します。                        | 健康増進課          |
| 69  | 疾病の一次予防の取り組みや早期発見により、市民の健康づくりを支援するため、各種健診（検診）などの普及に努めます。                                                      | 健康増進課          |
| 70  | 生理不順、更年期障害、不妊など婦人科を受診すべきかどうか不安を抱えている女性の悩みを解消するため、健康相談等を行います。                                                  | 健康増進課          |
| 71  | 妊婦に対し、母子健康手帳（親子手帳）配付時に、併せて母性健康管理指導事項連絡カードを配付します。                                                              | 保険年金課<br>健康増進課 |
| 72  | 妊婦やその家族を対象に、妊婦・出産・育児・歯科保健等に関する知識の習得を図るとともに、参加者同士が産後に交流できるよう支援し、母子の健全育成を図るため、マタニティスクールを実施します。                  | 健康増進課          |
| 73  | 乳幼児の疾病予防や早期発見、早期治療を図るため、乳幼児健診等を実施します。また、乳幼児の健全な育成を図るため、保護者に成長、栄養、育児に対する保健指導相談を実施します。                          | 健康増進課          |
| 74  | 児童・生徒の喫煙や飲酒、薬物乱用等については、違法行為であるだけでなく、児童・生徒の健康を著しく害するため、家庭、地域、関係諸機関及び学校間の連携を強化し、薬物乱用防止教室や保健の授業等で継続的な指導の徹底を図ります。 | 健康増進課<br>学校教育課 |

## 基本方針 2 子育てに関する支援

子育て中の男女が、安心して仕事、家庭生活、地域活動等に参加できるよう、保育サービスや子育て支援事業の充実を図っていきます。また、子育ての悩みや不安の解消を図るため、子育て支援センターや子育てサロンなど地域の子育て支援拠点施設において、親子や親同士が集い楽しめる機会や場を提供するとともに、子育ての情報提供や相談体制の充実を図っていきます。

### 施策の方向① 子育て支援の充実

| No. | 施策の内容・方向性                                                  | 担当課                    |
|-----|------------------------------------------------------------|------------------------|
| 75  | 「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。                     | こども課                   |
| 76  | 家事、育児など、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくための意識づくりを目的に各種啓発を行います。 | 人権推進課                  |
| 77  | 男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、育児に関する講座等の開催に努めます。           | 人権推進課<br>こども課<br>健康増進課 |

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                                                           | 担当課           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 78  | 子育てに関する事業について男性が参加しやすく工夫するとともに、現在、子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討します。                                                                     | こども課<br>健康増進課 |
| 79  | 地域における子育て相談支援機能の充実や、専門機関における相談機能の充実及び連携の強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関するサービスなどの情報を、広報紙やウェブサイト、冊子などのさまざまな媒体を用いて広く市民に提供します。 | こども課          |
| 80  | 子育てをサポートしてほしい人とサポートしたい人が相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を推進することにより、仕事と家庭生活の両立ができる環境整備を図り、子育て支援を行います                                       | こども課          |
| 81  | 地域の親子の交流を図り、さまざまな遊びを設定し気軽に参加できるようにするとともに、同年齢の子どもに触れあえる機会をもつ中で子どもや親同士の友達づくりなどを支援するため、各保育園での子育て相談や親子教室等を開催します。                        | こども課          |
| 82  | 保護者に対し、子どもの成長、栄養、育児、発達等に関するさまざまな悩みや不安に適切に対応できるよう、保健師や保育士、栄養士などの専門スタッフによる保健指導や相談を実施します。                                              | 健康増進課         |
| 83  | ひとり親家庭等の自立のため、自立支援員による相談や指導、情報提供を行うとともに、福祉資金の貸付や就労支援等の支援を進めます。                                                                      | こども課          |

### 基本方針3 高齢者や障害者への支援

高齢者や障害者、そしてその家族が、住み慣れた地域のなかで、安全に、安心して暮らし続けていくために、在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実を図っていきます。また、介護を担う家族の負担を軽減し、家庭生活や仕事等を両立できる環境の整備を図っていきます。

#### 施策の方向① 高齢者の福祉・就労の充実

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                             | 担当課     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 84  | 「高年者いきいき計画」などに基づいた、高齢者保健福祉サービスや介護サービス、就労等支援の充実を図ります。                                                  | 高年介護課   |
| 85  | 地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。 | 地域包括支援課 |
| 86  | 人権尊重の理念のもと、高齢者の尊厳に配慮した支援システムを構築するため、高齢者虐待の防止、認知症高齢者に関する対策など総合的な施策を推進します。                              | 地域包括支援課 |

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                                                                         | 担当課                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 87  | 高齢者が主体的な選択と判断のもと、地域社会とのかかわりをもちながら多様な活動へ積極的に参加できるよう、情報の提供、相談助言などを行い、生きがいづくりを促進します。                                                                 | 福祉支援課<br>関係各課             |
| 88  | シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の経済的自立のための就労支援や、働く場の確保に努めます。                                                                                             | 福祉支援課                     |
| 89  | 市広報紙の点字、録音版、市ウェブサイトの音声版など、高齢者に配慮した情報提供に努めます。                                                                                                      | 秘書課                       |
| 90  | 高齢者が介護を要する状態にならないための介護予防を推進します。                                                                                                                   | 地域包括支援課<br>関係各課           |
| 91  | 家事、介護など、家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくための意識づくりを目的に各種啓発を行います。                                                                                        | 人権推進課                     |
| 92  | 男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事、介護に関する講座等の開催に努めます。                                                                                                  | 人権推進課<br>地域包括支援課<br>健康増進課 |
| 93  | 高齢者が介護の必要な状態になったとき、住みなれた家や地域で自立して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進します。                                                                                  | 地域包括支援課<br>関係各課           |
| 94  | 高齢者を介護している家族等（介護者）を支援するため、家族介護教室や家族介護者交流事業などの充実に努めます。また、介護者が問題を抱え込まないように、相談窓口や専門機関で適切な支援が受けられる体制の整備を進めます。                                         | 地域包括支援課                   |
| 95  | 地域全体で高齢者を支え合う意識づくりを進めるため、ボランティア活動や社会福祉協議会の地域福祉活動を推進します。また、地域において、見守り支えるネットワークの取り組みを進め、女性や特定の人に偏らない介護を考える体制づくりを図るとともに、地域で介護について学び、理解を深める場の提供に努めます。 | 福祉総務課<br>地域包括支援課          |

## 施策の方向② 障害者の福祉・就労の充実

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                                                                     | 担当課            |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 96  | 障害者総合支援法及び「羽曳野市障害者計画及び羽曳野市障害福祉計画」の推進を図りながら、障害福祉サービス等の充実とともに施策の推進を図ります。                                                                        | 福祉支援課          |
| 97  | 障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、サービス提供体制の充実とともに、地域における支援体制の構築や、障害者が気軽に相談できる相談支援機関の整備を図ります。また、就労支援の充実については、庁内関係課ならびに関係機関などとの連携も十分に図りながら、支援体制の充実を図ります。 | 福祉支援課          |
| 98  | 障害児相談、巡回相談などを通じ、障害や発達に応じた専門的な保育、療養、教育的支援を行います。                                                                                                | こども課<br>学校教育課  |
| 99  | 障害者の生活に関する相談窓口を設置することで、早期の相談につなげ、虐待への発展を防止する体制を整備します。また、講座やリーフレットの配布、市広報紙への掲載などを通じて障害者虐待防止の啓発を推進します。                                          | 福祉支援課          |
| 100 | 関係機関との連携を図り、障害者の職業能力開発訓練や相談の実施、就労情報の提供など、総合的な就労支援に努めます。                                                                                       | 福祉支援課<br>産業振興課 |

## 基本方針 4 さまざまな困難を抱える人への支援

個々の抱える問題の多様化により、さまざまな困難を複合的に抱える人への支援が必要であることから、安心して暮らせる社会を構築するため、行政や関係団体等が密接に連携し、情報提供や相談など総合的な支援を実施していきます。

また、すべての市民において、性的指向や性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるため、性的少数者（性的マイノリティ）、LGBT に関する情報提供や学習機会を通じて意識啓発を図り、学校教育の場においても、性について学ぶ機会を通して、さまざまな性を尊重する意識を育てる教育に取り組んでいきます。

### 施策の方向① すべての人にやさしいまちづくり

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                                               | 担当課                    |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 101 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や大阪府福祉のまちづくり条例等に基づき、高齢者や障害者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいよう、公共施設や交通機関の整備、改善に努めるとともに、事業主への指導、助言に努めます。 | 道路公園課<br>建築指導課<br>関係各課 |
| 102 | さまざまな困難を複合的に抱える人の相談体制の充実を図ります。                                                                                          | 人権推進課<br>関係各課          |
| 103 | リーフレットの活用、講座の実施により、性の多様性に関する啓発を推進します。                                                                                   | 人権推進課                  |
| 104 | 児童・生徒が性の多様性について、正しく理解するため、発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。                                                                     | 学校教育課                  |

## 基本方針 5 多様な文化への理解と交流の促進

日本に住む外国人が安心して暮らすことができるよう、多様な文化への理解と交流の促進を図ります。また、関係団体との連携のもと、日本語教室の開催や、外国人向けの生活情報・防災情報の提供など、在住外国人の生活に関する支援を実施していきます。

### 施策の方向① 多様な文化への理解と交流の促進

| No. | 施策の内容・方向性                                                         | 担当課       |
|-----|-------------------------------------------------------------------|-----------|
| 105 | 男女共同参画についての国際的な取り組みなどに関する学習機会や情報の提供を推進します。                        | 人権推進課     |
| 106 | 市民の国際感覚の醸成や、諸外国・外国人との相互理解を促すため、友好都市との交流や内なる国際化を促進するための各種事業を推進します。 | 市民協働ふれあい課 |

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                        | 担当課                                                 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 107 | 市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活することができるよう、多言語による行政情報の提供や各種相談窓口の整備、また、識字教育の実施や市民公益活動団体が実施する日本語教室への支援などを推進します。 | 市民協働ふれあい課<br>社会教育課<br>関係各課                          |
| 108 | 市広報や災害時緊急情報など市民生活関連情報の外国語への翻訳や利用支援を行います。                                                         | 人権推進課<br>秘書課<br>防災企画課<br>災害対策課<br>市民協働ふれあい課<br>関係各課 |

## 基本方針 6 防災などにおける男女共同参画の推進

男女のニーズの違い、高齢者・障害者など災害時に困難に直面する人々に配慮し、性別や年齢にかかわらず自主防災組織や地域での防災活動への参画を促すことで災害時の備え、避難所運営のあり方などに男女共同参画の視点を生かすよう取り組んでいきます。

### 施策の方向① 地域の自主防災・減災活動における男女共同参画の促進

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                      | 担当課                                 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 109 | 防災分野など人々の暮らしに直接つながる分野については、市民が性別に関わらず、それらの活動に参画できるよう取り組みを促進します。                                | 防災企画課<br>災害対策課<br>市民協働ふれあい課<br>関係各課 |
| 110 | 地域の自主防災活動においても、性別で役割を固定することなく災害時に配慮を要する人々も含め、防災に関連する訓練等を促進します。                                 | 防災企画課<br>災害対策課<br>市民協働ふれあい課         |
| 111 | 多様なニーズを防災対策へ反映させるため、防災会議での女性委員の割合を高めるよう努めます。                                                   | 防災企画課<br>災害対策課                      |
| 112 | 男女共同参画の視点を踏まえた各種災害対応マニュアルを必要に応じて作成、改訂します。                                                      | 防災企画課<br>災害対策課                      |
| 113 | 性別や年齢にかかわらず、多様なニーズに配慮した避難所運営ができるよう地域の自主防災活動における男女共同参画を推進し、平常時から性別に固定されない防災に対する知識を有する人材育成に努めます。 | 防災企画課<br>災害対策課                      |

### 【計画指標】

| No. | 評価指標                                            | 策定時  | 目標<br>平成38年度 |
|-----|-------------------------------------------------|------|--------------|
| ⑫   | 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」を内容まで知っている人の割合 | 3.1% | 8%           |
| ⑬   | 「LGBT」ということばを内容まで知っている人の割合                      | 9.6% | 15%          |

## 基本目標5 あらゆる暴力の防止及び被害者支援

### (DV防止計画)

市民一人ひとりが、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識をもち、男女間のあらゆる暴力の根絶をめざしていかなければなりません。被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を適切に受けられるよう総合的な支援体制の整備が必要です。また、子どもや高齢者、障害者などへの虐待の対応に向けた取り組みを推進します。

#### 基本方針1 DV、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの防止に向けた意識啓発と被害者支援

あらゆる暴力を容認しない社会を形成するため、DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの暴力（リベンジポルノ、サイバー・ストーカー等のネット上の暴力を含む）の根絶に向けて、さまざまな情報媒体を活用した情報提供や講座・講演会等による啓発活動に取り組み、DVなどのあらゆる暴力防止への理解を深めるための研修を実施します。

また、DV等被害者に対する相談体制を充実するとともに、配偶者暴力相談支援センターの設置を検討するなど、安全を確保できるよう適切な支援体制を整備していきます。

さらに、デートDVの問題も深刻になってきていることから、若い世代への予防教育にも一層取り組んでいきます。

#### 施策の方向① 暴力の予防と根絶のための意識づくり

| No. | 施策の内容・方向性                                                                     | 担当課                                |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 114 | ストーカーや性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などが、「人権を侵害する暴力である」という社会的認知を徹底するための啓発活動を推進します。           | 人権推進課                              |
| 115 | DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。                          | 人権推進課<br>こども課                      |
| 116 | 職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。      | 人権推進課<br>人事課<br>市民協働ふれあい課<br>産業振興課 |
| 117 | セクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントの防止に関する研修を職員及び教職員を対象に実施します。<br>【再掲】No.18（1-2-③） | 人権推進課<br>人事課<br>学校教育課              |
| 118 | DV防止への理解を深めるため、職員及び教職員に対する研修を実施します。                                           | 人権推進課<br>人事課<br>こども課<br>学校教育課      |

| No. | 施策の内容・方向性                                                                   | 担当課            |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 119 | DV 予防教育を通じて、男女が対等な存在であるという意識の形成、暴力を伴わない人間関係の構築を図ります。                        | 人権推進課<br>学校教育課 |
| 120 | DV 被害者の二次被害防止を含め、適切に対応するため、関係部署の職員に対して研修や情報提供を行います。                         | 人権推進課<br>人事課   |
| 121 | デート DV に関する理解を促進するため、教育機関と連携し、啓発を推進します。また、相談窓口の周知を図ります。                     | 人権推進課<br>学校教育課 |
| 122 | 相談に携わる機関に対し、DV をはじめとするあらゆる暴力、虐待に関する認知を促すとともに、専門的な相談窓口等に関する情報提供を行います。        | 人権推進課<br>関係各課  |
| 123 | 学校園における教職員間及び児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの根絶について指導を徹底するとともに、防止に関する相談窓口の周知徹底を図ります。 | 学校教育課          |

## 施策の方向② 被害者支援体制の充実

| No. | 施策の内容・方向性                                                                                   | 担当課                               |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 124 | DVやセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力に対応できる相談体制を整備し充実を図ります。                                              | 人権推進課<br>関係各課                     |
| 125 | 警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、DVをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施します。また、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。     | 人権推進課<br>こども課<br>福祉支援課<br>地域包括支援課 |
| 126 | DV 被害者支援に関する庁内 DV 連絡会議を設置し、関係各課との連携を図ります。また、大阪府や警察など外部の関係機関と連携した DV 関係機関連絡会議の設置について検討を進めます。 | 人権推進課<br>関係各課                     |
| 127 | 早期発見、相談、一時保護までの安全確保、自立支援などの支援を行うため、大阪府女性相談センターや警察をはじめとする関係機関と市の関係部署との連絡調整を緊密に行います。          | 人権推進課<br>関係各課                     |
| 128 | DV 対応マニュアルを整備し、効果的な対応を図ります。                                                                 | 人権推進課                             |
| 129 | 日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。                                           | 人権推進課                             |
| 130 | 働く女性など平日の昼間に利用しづらい方のために夜間や休日の相談窓口を整備し、充実を図ります。                                              | 人権推進課                             |
| 131 | 被害者の安全確保に向けて適切な支援を行うため、住民基本台帳データを使用する関係課間の連携強化を図り、個人情報の適正かつ厳重な取り扱いを行います。                    | 人権推進課<br>市民課<br>関係各課              |

## 基本方針 2 虐待の早期発見、救済と被害者支援

子どもや高齢者、障害者などへの虐待の対応に向けた取り組みを進めるため、さまざまな媒体を活用した情報提供や、相談窓口の充実、関連機関との連携強化を図ります。また、虐待の未然防止や被害者の早期発見と救済、一人ひとりに合わせた柔軟な被害者支援に努めます。

### 施策の方向① 虐待の早期発見と被害者支援

| No. | 施策の内容・方向性                                                                         | 担当課                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 132 | 児童虐待や高齢者、障害者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。                       | 人権推進課<br>こども課<br>福祉支援課<br>地域包括支援課 |
| 133 | 要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めます。                              | こども課                              |
| 134 | 地域包括支援センターをはじめ、警察などの関係機関と連携した高齢者虐待防止ネットワークの充実を図るとともに、成年後見制度の活用支援を含めた権利擁護事業を推進します。 | 福祉総務課<br>地域包括支援課                  |

### 【計画指標】

| No. | 評価指標                                                | 策定時   | 目標<br>平成 38 年度 |
|-----|-----------------------------------------------------|-------|----------------|
| ⑭   | DVを正しく理解している人の割合                                    | 58.7% | 65%            |
| ⑮   | DVを受けた経験のある人の割合                                     | 23.1% | 18%            |
| ⑯   | DVを受けたことについてだれにも話さず、相談していない人の割合                     | 50.5% | 40%            |
| ⑰   | セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントを受けたことについてだれにも話さず、相談していない人の割合 | 19.7% | 15%            |

## 第4章

# プランの推進に向けて

### 1 プランの進行管理

プランの効果的な推進を図るため、実施される施策や事業に対しては、客観的な評価を行うものとし、可能な限り数値指標を設置し、男女共同参画社会の達成状況を評価していきます。また、評価結果については、「羽曳野市男女共同参画推進審議会」に必要な応じて報告を行い、幅広い意見を受けながらプランの進行管理に努めていきます。

### 2 庁内推進体制の充実

男女共同参画に関する施策は、市政のあらゆる分野にわたっており、より効果的に施策を進めていくため、市関係部署の連携の強化が重要です。

全庁をあげて男女共同参画を推進するため、「羽曳野市男女共同参画推進本部」において、問題点や改善すべき点等を共有することで庁内推進体制の充実を図ります。

また、「羽曳野市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画施策に対する市民の意見等の申出に対し、担当部署で調査等を行い、必要な応じて羽曳野市男女共同参画推進審議会での意見聴取により、適切に対応していきます。

### 3 市、市民、事業者、教育関係者等との連携の推進

男女が個人として尊重され、社会のあらゆる分野において能力を十分発揮でき、市民だれもが安全で安心して生き生きと豊かに暮らしていく男女共同参画社会の実現のため、市、市民、事業者及び教育関係者が連携、協力して男女共同参画を推進することが求められます。

「羽曳野市男女共同参画推進条例」に基づき、市、市民、事業者、教育関係者等がそれぞれの役割を担うとともに、連携、協働を図ることで男女共同参画を推進していきます。

## 4 国、大阪府、関係機関との連携及び協力

---

プランの効果的な推進を図るため、国や大阪府、関係機関と連携し、男女共同参画に関する情報収集に努め、施策を推進します。

また、国や大阪府、関係機関に対して、必要な支援施策の新設、拡充を求めています。